

半期報告書

(第5期中)

自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日

A v a n S t r a t e 株式会社

三重県四日市市千歳町2番地

(E24858)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	3
3. 関係会社の状況	3
4. 従業員の状況	3
第2 事業の状況	4
1. 業績等の概要	4
2. 生産、受注及び販売の状況	6
3. 対処すべき課題	7
4. 事業等のリスク	9
5. 経営上の重要な契約等	22
6. 研究開発活動	22
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	22
第3 設備の状況	24
1. 主要な設備の状況	24
2. 設備の新設、除却等の計画	24
第4 提出会社の状況	25
1. 株式等の状況	25
(1) 株式の総数等	25
(2) 新株予約権等の状況	25
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	34
(4) ライツプランの内容	34
(5) 発行済株式総数、資本金等の状況	35
(6) 大株主の状況	36
(7) 議決権の状況	37
2. 株価の推移	37
3. 役員の状況	37
第5 経理の状況	38
1. 中間連結財務諸表等	39
(1) 中間連結財務諸表	39
(2) その他	60
2. 中間財務諸表等	61
(1) 中間財務諸表	61
(2) その他	73
第6 提出会社の参考情報	73
第二部 提出会社の保証会社等の情報	74

[中間監査報告書]

【表紙】

【提出書類】 半期報告書
【提出先】 東海財務局長
【提出日】 平成23年12月28日
【中間会計期間】 第5期中（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）
【会社名】 Av an S t r a t e 株式会社
【英訳名】 Av an S t r a t e I n c .
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 牧野 純
【本店の所在の場所】 三重県四日市市千歳町2番地
【電話番号】 059(352)6451 （代表）
【事務連絡者氏名】 取締役執行役員CFO 吉田 恵一
【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南一丁目8番40号 品川プレイス2階
【電話番号】 03(5780)7638
【事務連絡者氏名】 執行役員ファイナンス統括部長 田中 隆美
【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第3期中	第4期中	第5期中	第3期	第4期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日
売上高（千円）	—	—	25,842,406	44,141,396	51,094,465
経常利益（千円）	—	—	1,227,601	2,044,302	4,964,174
当期純利益又は中間純損失（△）（千円）	—	—	△1,746,928	242,283	1,551,327
中間包括利益又は包括利益（千円）	—	—	△1,748,200	—	1,548,907
純資産額（千円）	—	—	34,960,925	33,900,307	36,709,124
総資産額（千円）	—	—	160,240,817	164,946,716	165,730,831
1株当たり純資産額（円）	—	—	352.22	34,641.99	369.83
1株当たり当期純利益金額又は中間純損失金額（△）（円）	—	—	△17.60	247.58	15.68
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	—	—	21.8	20.6	22.1
営業活動によるキャッシュ・フロー（千円）	—	—	8,285,310	15,103,205	20,766,184
投資活動によるキャッシュ・フロー（千円）	—	—	△9,040,963	△20,696,052	△20,817,380
財務活動によるキャッシュ・フロー（千円）	—	—	700,000	5,302,680	286,767
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高（千円）	—	—	1,512,786	1,332,868	1,568,439
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）（人）	— （—）	— （—）	1,641 （163）	1,437 （95）	1,611 （126）

（注）1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式は存在しておりますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

3. 第5期中より中間連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第3期中	第4期中	第5期中	第3期	第4期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日
売上高(千円)	—	—	5,154,448	11,941,890	9,295,061
経常利益又は経常損失(△)(千円)	—	—	△347,187	475,905	1,517,169
当期純利益又は中間(当期)純損失(△)(千円)	—	—	△1,059,785	9,607,188	△4,110,571
資本金(千円)	—	—	13,537,905	12,907,950	13,537,905
発行済株式総数(千株)	—	—	99,259	978	99,259
純資産額(千円)	—	—	44,549,618	48,463,758	45,610,675
総資産額(千円)	—	—	141,825,574	166,030,129	145,695,076
1株当たり純資産額(円)	—	—	448.82	49,524.07	459.51
1株当たり当期純利益金額又は中間(当期)純損失金額(△)(円)	—	—	△10.68	9,817.38	△41.56
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額(円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率(%)	—	—	31.4	29.2	31.3
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)(人)	— (—)	— (—)	281 (47)	212 (54)	303 (32)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式は存在しておりますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

3. 第5期中より中間財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社3社、以下同じ。）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
日本	281 (47)
台湾	631 (114)
シンガポール	314 (一)
韓国	415 (2)
合計	1,641 (163)

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成23年9月30日現在

従業員数（人）	281 (47)
---------	----------

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 提出会社の報告セグメントは、全て「日本」であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループでは、AvanStrate Asia Pte Ltd.を除き労働組合は結成されておられません。労使関係はいずれの会社においても安定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における世界経済は、ギリシャ財政問題の深刻化を始めとする欧州債務危機や米国景気の減速などにより先進国の景気悪化がじわじわと進む一方で、経済成長を牽引する新興国の存在感が一層鮮明になりました。また、株式市場においても世界的なリスク回避傾向が強まり、大幅な株価下落の局面を迎えました。

国内経済におきましては、東日本大震災による落ち込みからの回復が明確になる一方で、原子力発電問題の長期化や歴史的な円高、欧米経済の不透明感を受けての警戒ムードが払拭されない状況のまま推移しました。

当社グループの顧客である液晶ディスプレイ・パネル業界におきましては、新興国の液晶テレビ販売や、スマートフォンなどの普及に伴う中小型パネルの需要は期間を通して拡大傾向にあるものの、大型パネル需要の不振は続き、各パネルメーカーが在庫調整のため工場の稼働を制限するなど、液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の需要にも大きな影響を及ぼしました。

このような状況の中、当社グループにおきましては、主要顧客の需要に応えるべく昨年度より順次行ってまいりました第5世代既存溶解炉の最後の大型化工事が7月に完了し、生産効率の改善、量産体制の整備を行いました。一方で、主要顧客の在庫調整による影響もさることながら、韓国・台湾・シンガポール子会社における溶解炉の修繕工事が期間を通して集中したことや、一部の窯で工事後の生産の立ち上がりの遅れが生じた影響もあり、結果としてグループ全体の売上高は、前年同期の水準からは微増に留まりました。

上記の結果、当中間連結会計期間における売上高は、258億42百万円となりました。また、パネルメーカーの不況に起因する価格低下への圧力が強まった影響や、修繕が重なり、設備稼働率が低位で推移した影響などもあった結果、営業利益28億14百万円、経常利益12億28百万円となりました。また、修繕に伴う設備除却損、繰延税金資産の見直しなどにより、中間純損失は17億47百万円となりました。

なお、セグメントの業績は次のとおりであります。以下、セグメント別の売上高及び営業損益にはセグメント間の振替高を含め、セグメント間取引は相殺消去前の金額で記載しております。

① 日本

国内においては、スマートフォンなどの普及に伴う中小型用液晶ディスプレイ・パネル需要が底堅く受注は好調に推移し、売上高は51億54百万円、セグメント利益は23百万円となりました。

② 台湾

大型液晶ディスプレイ・パネルの需給が緩んだ影響によるパネルメーカーの在庫調整や、当社の既存溶解炉における大型化工事などにより、設備稼働率が低位に推移するなど利益減少要因はありましたが、売上高は147億1百万円、セグメント利益は30億75百万円を計上しました。

③ シンガポール

製造設備の定期修繕による一時的な稼働率の低下や、一部、修繕後の溶解炉の立上げに時間がかかり関係会社や顧客への販売が減少した影響などにより、売上高は64億84百万円、セグメント利益は3億5百万円となりました。

④ 韓国

期間を通して行った全既存溶解炉の定期修繕工事に伴う生産量の減少に加え、主要顧客における在庫調整の影響もあった結果、売上高は92億57百万円、セグメント損失が18億16百万円となりました。

なお、当中間連結会計期間は中間連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。(以下「(2)キャッシュ・フロー」、「2 生産、受注及び販売の状況」及び「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」においても同じ。)

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は前連結会計年度末に比べ56百万円減少し、15億13百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、税金等調整前中間純損失が3億49百万円となり、また前受金の返還などの減少要因30億円がありましたが、減価償却費84億48百万円、のれん償却額7億29百万円及び固定資産除却損15億77百万円、売上債権の減少12億21百万円等により82億85百万円のプラスとなりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、昨年度に実施した韓国における新規溶解炉用建屋の建設、それぞれの拠点における定期修繕や既存溶解炉の大型化に伴う支払いなど、投資活動に要した資金は90億41百万円となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、長期借入金の約定返済40億円がありましたが、短期借入金純増による収入47億円により、7億円プラスとなりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

① 生産実績

当中間連結会計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
日 本 (千円)	4,972,589
台 湾 (千円)	15,258,234
シンガポール (千円)	6,190,984
韓 国 (千円)	9,111,613
合 計 (千円)	35,533,420

- (注) 1. 生産金額は、平均販売価格により算出したものであります。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3. セグメント間取引は相殺消去しておりません。また、セグメント間振替高を含めて表示しております。

② 受注状況

当社グループは、見込み生産を行っているため、該当事項はありません。

③ 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
日 本 (千円)	5,154,448
台 湾 (千円)	14,701,155
シンガポール (千円)	6,484,280
韓 国 (千円)	9,257,444
合 計 (千円)	35,597,327

- (注) 1. セグメント間取引は相殺消去しておりません。また、セグメント間振替高を含めて表示しております。
 2. 当中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)
Chimei Innolux Corporation	13,012,676	50.4
Samsung Electronics Co., Ltd.	8,406,576	32.5

3. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について以下のとおりと考えております。

(1) 生産体制の強化と安定的生産の確保

当社グループがガラス基板を供給する液晶ディスプレイ・パネル業界は、PCのディスプレイやテレビの画面が、従来のCRT（ブラウン管）から液晶やプラズマ・ディスプレイなどフラット・パネル・ディスプレイに急速に置き換わっていく過程で拡大を続けており、今後もそれらが先進国で普及度を高めるとともに、新興国にも浸透するにしがって、成長を継続するものと予測されます。

そのような需要の拡大に対して、従来に比べより自立性の高い経営を実現するなか、多様な手段により調達した資金によって、市場の拡大に合わせてタイムリーに設備投資を行い、生産能力の強化を図っていく必要があります。かかる生産能力の強化を図るため、今後、主要な生産拠点である韓国と台湾において、溶解炉の新設と改修を顧客の需要拡大にタイムリーに対応しながら実施いたします。

なお、新規の溶解炉の建設にあたっては、液晶ディスプレイ・パネル業界が利用するガラス基板の大型化に対するニーズに応えるため、主にいわゆる第7世代（1870mm×2200mm）以降のガラス基板の生産能力の拡大を図ってまいります。

また、それらの大型ガラス基板のための溶解炉による製品の安定的な供給を行っていくため、安定的な生産を確保することについても重要な課題として取り組んでまいります。なお、安定的な生産を確保するためには、溶解炉毎に定期的な修繕が必要となります。溶解炉毎に修繕が必要となる頻度は異なりますが、概ね2年に一度の頻度で修繕を予定しております。

これまで、溶解炉の新設、既存溶解炉の大型化工事及びグリーン化改修工事が一度に集中したことに伴う不稼働期間が生じたため、平成20年8月期以降、当社グループの稼働率は通常よりも低い水準で推移してまいりましたが、グリーン化改修工事及び既存溶解炉の大型化工事が完了したことを受け、四半期毎の稼働率は以下の表のとおり推移しています。

（ご参考：稼働率の推移）

回次	第17期	第18期、第1期、 第2期 合算	第3期	第4期
稼働率	60%	54%	54%	59%

（注）1. 稼働率は下記のとおり算定しております。

稼働率＝実際の稼働においてHOT工程後に採板されたガラス基板面積を、溶解炉が365日24時間稼働したと仮定した場合に採板可能なガラス基板面積で除した割合

2. 第4期の各四半期の稼働率の状況は以下のとおりです。

回次	第4期			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
稼働率	53%	55%	65%	64%

3. 第5期の各四半期の稼働率の状況は以下のとおりです。

回次	第5期	
	第1四半期	第2四半期
稼働率	55%	54%

(2) 顧客に対する適切なアプローチ

当社グループは、上記のように液晶ディスプレイ・パネル業界の拡大する需要に対応するかたちで生産体制の強化を実施してまいりますが、市場全体の規模の拡大のみを前提にした成長を目指すのではなく、従来から当社にとって重要な個別の顧客に対し、その個別のニーズに適切に対応していくことによって、市場における地位の向上を図っていくことが重要であると考えております。現在、当社グループは、各顧客の複数ベンダーにおいて、競合する他社に比べ優位な地位を占めておりませんが、セカンド・ベンダーあるいはサード・ベンダーとしての地位を向上させることは顧客にとっても意義があることと認識しております。

また、従来、生産能力の制約から、当社グループ売上の特定顧客に対する集中度が高かったことに鑑み、設備投資や生産性の改善による生産能力の拡大とともに、顧客層の拡大についても取り組んでまいります。顧客層の拡大については、市場全体における当社グループの地位の向上とともに、当社グループの事業の変動リスクを小さくするためにも重要であると考えております。

(3) 生産効率の向上によるコスト・ダウン

液晶ディスプレイ・パネル業界は成長を継続すると予測される一方、フラット・パネル・ディスプレイの普及が拡大するとともに、価格競争が厳しくなっている状況もみられます。このような市場環境のなかで、収益を確保するためには、生産効率の向上によるコスト・ダウンを推進することが極めて重要であると考えております。当社グループは、この目的を達成するため、前述のとおり、大型ガラス生産のための設備投資を行なうとともに、既存の溶解炉を大型化することによって、一窯の溶解炉から生産する液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板のボリュームを大幅に拡大することに取り組むこととしております。平成22年3月期から順次既存の溶解炉に対し、このような拡大のための設備投資を開始し、当中間期までに全ての溶解炉の工事を終えております。

また今後は、液晶ディスプレイ・パネル・メーカーの要請に応え、液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の薄板化への取り組みについても進めてまいります。

(4) 品質面での優位性の確保

パネル・サイズの大型化とともに、画像品質の高精細化が進展する液晶ディスプレイ・パネル業界の顧客に最適なソリューションを提供していくためには、液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の品質において高い競争力を保持していくことが必須であります。このため当社グループでは、上記の液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の大型化を実現していくことに加え、より良い表面品質の安定的な実現、薄板化や割れにくいガラスなどの技術の開発強化に取り組んでまいります。

なお、このような生産技術開発は、従来は各生産拠点で個別に実施しておりましたが、当社の本社部門である技術開発センター（Dセンター）のHOT部門及びCOLD部門の組織を強化し、グループ全体の開発効率を向上することについても、対処すべき課題のひとつと考えております。

(5) マネジメント体制、企業文化等の刷新

当社グループは、MBOにより、資本的には従来に比べより自立的な経営を行うことのできる体制となりましたが、今後この経営の自由度を有効に活用していくためには、マネジメント体制の強化が必要であると考えております。特に、市場の状況を的確に判断し、細心のリスク分析を行いながらも、積極的な設備投資を実施していくことのできるマネジメント体制の構築が最も重要な課題であると認識しております。また、その課題を実現するためには、同時に自立的な行動基準に基づく企業文化を醸成していくことも必要不可欠であると考えております。

このような観点から、今後も、それぞれの部門が自立的で責任ある運営を行うと同時に、グループの全体最適を追求していくことのできる仕組みづくり、モニタリング機能の充実に取り組んでまいります。

また、人事制度面では、処遇制度、評価制度の見直しを継続的に検討するとともに、すでに主要な役職員にストック・オプションを付与するなど、当社グループの成果と役職員のリターンとの連動性を高めることにより、モチベーションの高揚を図り、チャレンジ精神を強化し、ひいては当社グループの競争力を強化することに取り組んでまいります。

(6) 財務体質の改善

当社グループは、MBOの実行後は多額の債務を保有する状況になっており、MBOの実行に伴うLBOローンについては、普通社債発行の手取金により一部返済を行った上、より制約の少ないコーポレートローンへの借り換えを行っておりますが、引き続き財務体質の改善が重要な課題であると考えております。市場の動向に合わせて、適切な設備投資を行なうことは当社グループの成長にとって極めて重要な課題ではありますが、これらの実行に当たっては、常に財務体質の改善という課題についても同時に考慮に入れ、適時・適切な意思決定を行っていくとともに、キャッシュ・フローの拡大に取り組んでまいります。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間における事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板製品への収益の依存に関するリスク

平成23年3月期において、液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の売上高は当社グループの売上高のほぼ全額を占めました。当社グループは液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の売上が引き続き第一の収益源となると予測しています。当社グループは売上の多くを液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板に依存しているため、経済状況の悪化等を原因として電子機器製品に対する消費者需要が継続的に減少するなど液晶パネル業界一般に悪影響を与える変化や、液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の代替製品や競合製品の登場、又は新規参入者の出現による競争の激化など液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板市場そのものに悪影響を与える変化が生じた場合、当社グループの経営成績が直ちに直接的な影響を受ける可能性があります。特に、面積ベースで見ると、生産される液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の過半が液晶テレビに使用されるため、液晶テレビの需要に変化が生じた場合、当社グループの経営成績に重大な悪影響を与える可能性や、当社グループの現在のビジネス・モデルへの脅威になる可能性があります。また、液晶パネル産業が成長するに従って、長期的には液晶パネルの単価は下落する傾向にあり、その結果液晶パネルの各部品メーカーも値下げの要請を受けています。さらなる競争の激化等により、液晶テレビをはじめとする液晶パネルを使用した最終製品の小売価格が引き続き低下した場合には、当社グループは液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の価格を下げざるを得なくなる可能性もあります。

液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板市場はこれまで順調に成長してきましたが、平成21年3月期（注）において、世界的な経済危機による消費者需要の減少を主要な原因として、当社グループの売上高は減少しました。その後の経済状況は比較的安定しており、平成23年3月期の売上高は前年同期比で順調に伸びました。当中間期には液晶ディスプレイ・パネル・メーカー市場の低迷により価格の引下げ要請も強くなったため、売上は順調に伸びた一方、売上総利益率が低下したことにより、営業利益が前年同期に比べ減少しました。

今後経済状況がさらに悪化した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

（注）平成21年3月期とは、後記「(21) MBO及び決算期変更について」に記載の「みなし連結損益計算書」

（未監査）及び「みなし連結キャッシュ・フロー計算書」（未監査）の対象期間である平成20年4月1日から平成21年3月31日までの期間を指し、当該期の売上高とは、かかるみなし連結損益計算書における売上高を指します。かかる未監査のみなし連結財務諸表の作成方法については、後記（21）をご参照ください。

(2) 顧客の集中に関するリスク

平成23年3月期において、当社グループの売上高は、Chimei Innolux Corporation（以下、「CMI」という。）に対するものが合計で全体の41.9%を占め、Samsung Electronics Co., Ltd. 及びその関連会社（以下、「サムスン・グループ」という。）に対するものが全体の37.3%を占めました。また、平成23年9月30日に終了した6ヶ月間において、当社グループの売上高は、CMIに対するものが全体の50.4%、サムスン・グループに対するものが全体の32.5%を占めました。当社グループは、今後も売上の多くを限られた数の顧客に依存することになると予測しています。かかる顧客が当社グループからの製品の購入を大幅に減らさないという保証はなく、また当社グループからの製品の購入を中止しないという保証もありません。例えば、かかる顧客は、競争を理由に事業活動を縮小し、採用する企業戦略を変化させるなど、当社グループの制御できない理由によって当社グループの製品の購入を減少させ又は中止する可能性があります。また、当社グループが顧客の技術的な仕様や供給量に関する要求に応えることができないなど、当社グループの能力に起因する理由によってかかる顧客が当社グループの製品の購入を減少させ又は中止する可能性があります。また、当社グループがアクセス可能な顧客の事業計画及び製造過程に関する重要な情報が漏洩した場合、かかる顧客が当社グループの製品の購入を減少させ又は中止する可能性もあります。かかる顧客による当社グループの製品の購入が減少した場合や、中止された場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。なお、液晶パネル市場のプレーヤーは比較的限定されていることから、主要な顧客を失ってしまった場合、当社グループが代替的な顧客を確保できるという保証はありません。

(3) 製品の品質及び適合性の問題、稼働率及び歩留りに関するリスク

液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板を製造するにあたっては、厳重に管理された環境下において、技術的に非常に複雑かつ精密な工程を経ることが要求されます。当社グループの溶解炉の損傷を防ぎ、又は液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の表面に欠陥が生じないようにするためには、稼働させている溶解炉の温度を適切に保つこと、また、製造工程において塵等の異物を空气中に浮遊させないようにすることが必要です。当社グループは、当社グループの収益を最大にする努力の一環として稼働率や歩留りに関する分析を継続的に行っています。また、当社グループは、顧客の要求に応えるため、当社グループの製品について厳しい品質管理と検査を実施しています。当社グループが、製造設備を適切に運営又は維持できない場合、当社グループの稼働率、歩留り及び製品の品質が著しく低下する可能性があります。最近においても、製造上の事故を原因とするものを含め、稼働率や歩留りの低下を経験しておりますが、当社グループは常にその改善に取り組んでいます。さらに、多くの製品に使用される液晶パネルが大型化するにつれて、当社グループの顧客が要求する品質水準はより一層厳しいものになっています。また、当社グループの製品品質が顧客の要求する品質水準を満たしている場合であっても、顧客の製造ラインとの間で、適合性に係る問題が生じる場合もあります。平成22年7月以降、顧客の特定の製造設備においてこうした適合性に係る問題等が生じ、当該顧客に対する当社グループの第8世代溶解炉に係る製品売上高が当初見込みに比して減少しました。当社グループが顧客の要求を満たす液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板を製造することができない場合や、顧客の要求を満たす製品の製造ができる場合であっても顧客の製造ラインとの適合性に係る問題が発生しこれを容易に解決できない場合、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 需要予測及び市場動向予測に関するリスク

当社グループの顧客は、最終製品市場における自社製品の需要が大きく変動しやすいため、かかる需要の変動に対応した在庫の調整を継続的に行っています。例えば、中国における液晶ディスプレイ・パネルの需要の伸びが予想よりも緩やかだったために、平成22年8月及び9月に台湾の液晶ディスプレイ・パネル・メーカーにおいて在庫調整が行われたため、かかる液晶ディスプレイ・パネル・メーカーからの需要が減少しました。また、当中間期には、大型液晶ディスプレイ・パネル市場が世界的に低迷し、主要顧客各社において工場の稼働を制限するなどの在庫調整が行われたため、液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の需要も低迷しました。このように、当社グループの顧客の需要は不安定であるため、当社グループが将来の売上及び収益の水準を正確に予測することは困難です。

当社グループは、液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の需要が増加すると予測しており、かかる需要予測に対応するため、製造能力の向上のための多額の設備投資を行うことを予定しています。しかしながら、当社グループの予測する需要の増加が実現するとは限りません。需要の増加が、一般的な市場、経済状況等の理由によって予測どおりに実現しない場合には、当社グループの稼働率が長期間低下することによって、当社グループの経営成績が悪影響を受け、当社グループが行った投資を回収できない可能性があります。一方、予測どおりに需要が増加したにもかかわらず、既存の溶解炉の改良や溶解炉の新設の計画が予定どおりの時期に完了しない場合には、当社グループは販売機会を失う可能性があります。

(5) 生産量の調整に関するリスク

溶解炉は、液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の製造を一度開始すると長期間中断することなく稼働させ続ける必要があり、このことにより当社グループは生産量を柔軟に下方調整することを制約されます。したがって、当社グループの製造能力が、一定の期間、顧客の需要を超過することがありえます。また、顧客の需要が想定以上に大幅に減少した場合、当社グループは、平成20年の世界的な経済危機に対応して実施したように、経費削減のためにいくつかの溶解炉における製造を中止しなければならなくなる可能性があります。当社グループの経営成績は、生産量を柔軟に下方調整することができないために重大な悪影響を受ける可能性があり、将来において当社グループの製品の需要が減少したことに対応して製造を中断する場合に、とりわけ重大な悪影響を受ける可能性があります。

一方、溶解炉を新設するには多大な資金と時間が必要であり、当社グループの製品の需要の増加に対して生産量を柔軟に拡大することが困難であることから、当社グループは販売機会を失う可能性があり、また当社グループの経営成績は悪影響を受ける可能性があります。

(6) 資金調達に関するリスク

液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の製造設備を新設し、運営を継続するには、多額の設備投資が必要となります。当社グループは、将来において、追加の設備投資、生産能力の拡大、新製品の開発及び販売を行い、また事業計画及び研究開発計画を遂行するために、追加的な資金が必要になると予測しています。当社グループは、平成20年6月に行われたMBOに関連して銀行借入による多額の負債を負いましたが、かかる借入につき平成22年12月に借換を行いました。将来において、当社グループが好条件で十分な資金を調達できない場合、又は資金を全く調達できない場合には、当社グループは、追加の設備の導入や、生産能力、製造工程、販売工程又は研究開発の拡大等当社グループの事業活動を強化するための投資が行えない可能性があり、また現存する負債の返済が困難になる可能性があります。これらの要因は、当社グループがより好ましくない条件で資金を調達しなければならなくなった場合に当社グループの費用の増加を招く可能性があり、また好ましくない条件によっても資金の調達をすることができない場合には、当社グループは事業の機会を失い、当社グループの競争力は悪影響を受ける可能性があります。また、当社グループの現在の銀行借入には、決算期末のネット・デット・エクイティ・レシオ、ネット・レバレッジ・レシオ及び決算期末及び第2四半期末における連結貸借対照表上の純資産総額を一定以上に維持する旨、並びに決算期末の連結損益計算書上の経常損益及び当期損益につき、2期連続して経常損失及び当期損失を計上しない旨を含む財務制限条項が規定されており、また担保提供制限条項も規定されています。当社グループが現在の銀行借入に伴うこれらの財務制限条項を遵守できない場合には、当該銀行借入について期限の利益を喪失する可能性があり、その場合、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な悪影響を与える可能性があります。また、当社グループの銀行借入の条件が、当社グループが事業計画又は事業戦略を変更して事業環境の変化に迅速に対応することを制約する可能性があり、当社グループの競争力に悪影響を与える可能性があります。

(7) 競合に関するリスク

液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の世界市場は、当社グループを含めて4つのグループの製造業者が占めています。現在、当社グループ以外の3つの主要な製造業者グループは、いずれも当社グループよりも高い市場占有率を有し、より多角的な事業運営を行っています。さらに、液晶パネルを使用した消費者向け製品の世界有数の製造業者であるLG Electronics, Inc.の関連会社であるLG Chem, Ltd.が、液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板業界に参入する計画を公表しています。これらの既存及び潜在的な競合他社は、概して当社グループよりも大きな顧客基盤を持ち、当社グループよりも豊富な財源、マーケティング資源、技術的資源及び人的資源を有しています。これらの当社グループに対する優位性により、競合他社はとりわけ以下に掲げる事項等を実行できる可能性があります。

- ・ 当社グループが事業活動を行う市場において、当社グループの製品と類似の又は顧客にとってより魅力的な製品を開発すること
- ・ 生産コスト削減の達成等により当社グループの製品よりも安価な製品を提供すること及びかかる安価な製品の提供により当社グループの市場占有率を低下させること
- ・ 技術的にさらに進化した、より環境に配慮した、又はより信頼性の高い製品を提供すること
- ・ 自社製品をより効率的にマーケティング及び販売促進すること
- ・ 顧客とより強固な関係を築くこと
- ・ 変動する市場環境により適切に対応し、不利な事業環境を切り抜けること

当社グループの主要な戦略の1つは、主要な液晶パネル製造業者に対するセカンド・ベンダー又はサード・ベンダーとなることによって、競合他社から市場占有率を獲得することです。もっとも、当社グループは競合他社と比較してその規模が小さいため、対象顧客からベンダーとしての信頼性を獲得することは競合他社に比べて困難な可能性があります。さらに、液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板業界の最大手であるCorning Incorporated（以下、「コーニング」という。）は、サムスン・グループとの間の液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板生産のための合弁会社を韓国に有しており、このことによってコーニングは、サムスン・グループからの受注の確保という点において、競争上優位な立場にある可能性があります。

これらの要因により当社グループが競合他社に対して、十分な競争力を発揮することができない場合、当社グループの事業、経営成績及び財政状態は悪影響を受ける可能性があります。

(8) 技術水準の急速な進歩に関するリスク

当社グループは、品質及び効率性を向上させ、また、大型及び先進の液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板を製造するために、常に当社グループの製造工程を改良しています。新製品の開発には長い期間が必要となる可能性があり、仮に生産力の拡大が想定以上に遅れた場合、当社グループが多額の費用を支出しなければならない可能性があります。競合他社が当社グループよりも迅速に市場のニーズに対処した場合、又は市場において代替の技術もしくは製品が選択された場合には、製造能力の向上のために当社グループが行った投資が十分な収益を生み出さない可能性があります。また、当社グループは、競合他社と同程度の迅速性で新技術を開発できない可能性があります。さらに、顧客の要求が変化し、より大型の液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板を製造することが要求された場合には、さらなる技術開発が必要になります。当社グループが技術変化を予測できない場合や技術変化に適時に対応できない場合、又は顧客のニーズに合った新製品の開発ができない場合には、当社グループの競争力、経営成績及び財政状態は悪影響を受ける可能性があります。

(9) 自然災害、操業上の事故に関するリスク

当社グループが事業活動を行っている日本を含むアジア地域においては、地震、台風、津波、洪水及び火山噴火等の自然災害の影響を受ける可能性があります。当社グループの台湾の製造設備は、平成21年の台風及び平成22年の地震の被害に遭いました。大規模な自然災害が生じた場合、当社グループの製造設備は大きな損害を被り、かかる製造設備における製造活動が停止し、製品の出荷が停止又は遅延し、施設の修理や置換のために多額の損失や費用が生じるなど、収益の大幅な減少や損失を招く可能性があります。当社グループの事業に影響を与える可能性があります。

さらに、サボタージュ、人的ミスや設備の故障による産業事故（火事や爆発等）を含む当社グループの管理の及ばないその他の事象が、当社グループの製造設備に対して損害を及ぼしたり、操業上の障害となるなどの悪影響を与えるだけでなく、当社グループの従業員に人的被害が及ぶ可能性があります。韓国にある溶解炉のうちの1つが誤操作等により平成21年5月に損傷を被り、予期せぬ製造の遅延が発生しました。当社グループは、従業員に対し緊急事態に適切に対応するための訓練を行っており、全ての施設の保守、点検も定期的に行っていますが、こうした対策は、当社グループが被る可能性のある損害を防ぐには十分でない可能性があります。

当社グループは、製造設備において生じうる一定の損失を補償するために、当社グループの財産に対する損害及び製造の中断をカバーするための保険に加入していますが、かかる保険は、生じうる全ての損失や費用をカバーできない可能性があります。また、当社グループは地震によって生じる損害を補償対象とした保険に加入していますが、補償金額には上限があり、損害の総額によってはそれら損害を全てカバーできない可能性があります。さらに、当社グループの仕入先や顧客が自然災害、事故その他の当社グループの制御できない事象により大きな損失を被った場合、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 特定の供給元への依存に関するリスク

当社グループは、液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の製造に必要な原材料を少数の供給元に依存するなど、事業活動において外部の重要な供給元に依存しています。重要な供給元と当社グループとの取り決めが終了した場合、かかる取り決めで重大な変更が加えられた場合、購入価格、供給量、引渡し等の条件につき見解の相違が生じた場合、又は重要な供給元が契約上の義務を履行しないなどの理由によって現在使用している材料と同一の材料又は現在利用している役務と同一の役務の提供を受けられない場合、当社グループは原材料を代替の供給元から調達しなければならない可能性があります。その際の価格は現在の供給元と合意した価格より高くなる可能性があります。そもそもこのような代替の供給元が確保できない可能性もあります。

さらに、当社グループも、オーバーフロー・ダウン・ドロー法を採用する競合他社と同様に、当社グループの溶解炉に使用しているセル・レンガ（成形工程において使用されるレンガで、平滑、高密度であるという特徴を有する）の供給を単一の供給元に依存しています。当社グループがかかるセル・レンガを必要な時期に入手できない場合、当社グループは全部又は一部の溶解炉での製造業務を一時的に中止しなければならない可能性があります。またかかるセル・レンガを永続的に入手することができなくなった場合、当社グループは全部又は一部の溶解炉で、永続的に製造業務を中止し又は製造能力の拡張計画を延期もしくは中止しなければならない可能性があります。

当社グループの外部の重要な供給元による原料及び役務の提供が失われ若しくは滞った場合、又は重要な供給元との取り決めで重大な変更が生じた場合、当社グループの液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の生産及び販売は重大な影響を受ける可能性があります。このことが当社グループの事業、経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) 原材料及び燃料の価格変動に関するリスク

液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の原材料の過半を占めるケイ砂は地球上に比較的豊富に存在する資源であるため、その価格は安定していますが、アルミナ、ホウ酸その他の原材料、及び主要な燃料である天然ガスなどの価格によって、当社グループの経営成績は影響を受けます。また、これまで燃料の価格は原油価格の相場によって定まってきましたが、原油価格の相場は大幅に変動しており、短期間のうちに急速に変化することもあります。天然ガスの価格は、世界的な石油及び天然ガスの需給、世界的な市場における経済活動の状況、地域的な政治動向、投機的な石油取引及び代替エネルギー源の利用可能状況や代替エネルギー源利用のコスト等当社グループの制御できない様々な要因の影響を受けます。当社グループが依存する原材料及び燃料の価格上昇により、当社グループの事業、経営成績及び財政状態は悪影響を受ける可能性があります。

(12) 人材の確保に関するリスク

当社グループは、製品を開発、製造し、製品についての顧客サポート及びマーケティングを行うため、これらの分野における経験を有する熟練した従業員を採用及び確保しなければなりません。さらに当社グループは、豊富な経験を有する経営陣及び上級職の従業員による業務執行に依存しています。当社グループが主要な人材を採用及び確保できない場合、又は経営陣や上級職の従業員を失った場合には、当社グループの事業規模や事業範囲を拡大することができない可能性があります。液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板業界の規模が限定的であること、及びかかる業界の技術的な特性を考慮すると、当社グループの主要な人材や経営陣及び上級職の従業員は、代替が難しいと考えられます。さらに、当社グループは、アジアの幅広い地域の多様な文化圏に多数の従業員を有していることに起因する問題を適切に処理する必要があります。したがって、当社グループが主要な従業員を確保又は維持し、これら主要な従業員を適切に管理できるかは確実ではなく、当社グループが主要な従業員を確保又は維持できない場合やこれら主要な従業員を適切に管理できない場合には当社グループの事業運営が混乱し、当社グループの経営成績、財政状態及び競争上の地位に悪影響を与える可能性があります。

(13) 為替レートの変動に関するリスク

当社グループは、日本に加えて、韓国、台湾及びシンガポールの製造設備において製品を製造し、顧客に販売していることから、当社グループが事業活動を行う地域の市場為替レートの変動に関するリスクを有しています。液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の価格は慣習的に日本円をベースとして設定されていることから、当社グループの為替リスクは一定程度軽減されているものの、当社の子会社の外貨建ての利益、費用、資産及び負債の評価は為替レートの変動により影響を受ける可能性があります。また、今後、液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板について米ドル又はその他の日本円以外の通貨による価格設定が一般的となった場合、当社グループの受ける為替リスクが増大する可能性があります。

(14) 金利等に関するリスク

当社グループの借入金は、全て円建てであり、平成23年9月30日現在において、790億円であり、変動金利付です。当社グループの借入金に係る支払利息は、当中間期において、6億11百万円でした。日本の市場金利は、依然として低水準で推移していますが、今後もこのような低い水準を維持するとは限りません。円建て債務の実勢金利が上昇すると、当社グループが変動金利付債務に対して支払う利息が増加し、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

(15) 法的規制等に関するリスク

当社グループは、事業を行っている各国において、商取引、労務及び外国為替に関する法律のほか、独占禁止、コーポレート・ガバナンス、貿易、知的財産、製造物責任、環境及びリサイクル、政府の許認可要件、租税、国家安全保障に関連する規制並びに輸出入規制等の法的規制の適用を受けています。当社グループは、こうした法令及び規制を遵守するために内部統制及びコンプライアンスに係る制度を整備していますが、これらの制度やコンプライアンス推進のためのその他の努力等が必ずしも有効であるとは限りません。当社グループに適用のある規制に違反することにより、当社グループに制裁金が課されたり、一定の事業活動が強制的に停止させられたりする可能性があります。当社グループの事業、経営成績及び評判に悪影響を与える可能性もあります。

(16)環境に関するリスク

当社グループは、排水、排気、有害物質の管理、有害廃棄物の処理、並びに土壌及び地下水汚染の除去を含む様々な環境に関する法規制の適用を受けています。当社グループは、数多くの化学物質やそれに類似する物質を使用しており、有害物質に分類される廃棄物を排出しています。当社グループは、製造工程及び製造設備の改良、環境に配慮した管理体制の構築、並びに資源やエネルギー消費の原単位の削減による生産効率の向上により、環境に与える影響を軽減するように努めていますが、かかる努力が功を奏さない可能性もあります。また、当社グループが環境に関する法規制に違反した場合、多額の制裁金、罰金その他の制裁が課される可能性があります。

当社グループによる化学物質の使用、製造工程、排気、廃棄物処理等に影響を与え、又はこれらを制限するような、環境に関する法規制の変更や環境に関する法規制の運用の変更によって、当社グループが現状と同様に事業の運営を行うことができなくなり、追加的な費用や、当社グループの製品の顧客への引き渡しの遅延が生じる可能性があります。また、当社グループの製造工程や製造設備の改良が必要となる可能性があります。さらに、環境に配慮した原料の使用及び環境に配慮した製造工程の採用は、当社グループの主要な顧客からの要求により、競争上の重要な要素になる可能性があります。当社グループの顧客からの要求に応え、環境負荷物質の使用を排除するため、平成20年度3月期以降多額の投資を行い、製造設備及び工程を変更してきました。今後も環境についての新たな要求に応えるため、追加的な投資が必要になる可能性があります。

(17)知的財産権に関するリスク

当社グループが事業活動を行っている分野は技術革新が重要であり、技術は日々進歩し続けております。当社グループが競争力を強化するには特許その他の知的財産権が重要な要素となります。当社グループは、これまで開発した技術やノウハウ並びに当社グループがライセンスを受けた技術やノウハウにより事業活動を行っており、特許その他の知的財産権を組み合わせることで当該技術やノウハウの保護に努めています。しかし、かかる対応によって当社グループの技術やノウハウを必ずしも適切に保護できるとは限りません。

また、当社グループが事業活動を続けていくには、他社の特許その他の知的財産権を侵害しないことが求められますが、今後、第三者が当社グループに対して知的財産権の侵害の主張をしないという保証も、第三者のかかる主張が認められないという保証もありません。かかる第三者による知的財産権の侵害の主張が認められた場合には、当社グループが損害賠償責任を負ったり、対象技術に関する当社グループの事業活動を中断したり、対象技術を侵害しない新技術を開発又は取得する必要が生じる可能性があります。また、これらに対応するため当社グループの経営陣が多大な時間と労力の投入を強いられ、弁護士費用等の費用が増加し、当社グループの評判が低下するとともに、経営成績に悪影響が生じる可能性もあります。

当社グループは、ハイテク産業を営んでいる多くの会社と同様に複数の第三者との間で当社グループの事業活動を対象とする特許その他の知的財産権に係るライセンス契約を締結しています。今後、これらのライセンス契約の更新もしくは改定ができなかった場合、又は何らかの理由でライセンスが終了した場合には、当社グループの事業活動の全て又は一部がライセンスの対象外となる可能性があります。当該ライセンスの付与者から特許その他の知的財産権の侵害の主張がなされる可能性があります。

ライセンス契約には、事業活動上の地理的範囲その他の事項の範囲に対する制約が当該ライセンスの条件として定められているものもあり、当社グループの事業が当社の予測を大きく超えて急速に成長する場合には、当社グループは、知的財産権の侵害を主張されるリスクをとる必要が生じる可能性があります。当社グループは単一製品（液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板）の製造及び販売を事業としているため、侵害訴訟その他の紛争の対象となる特許その他の知的財産権が当該製品に関連する場合には、当社グループの事業に重大な影響を与える可能性があります。

(18) 海外活動に関するリスク

当社グループは現在、日本の他に韓国、台湾及びシンガポールで事業を行っており、将来において、主要な海外新興市場へ事業を展開する可能性があります。したがって、当社グループの事業、経営成績及び財政状態は、以下に掲げるような海外事業一般に内在するリスクの影響を受ける可能性があります。

- ・ 海外における経済、政治情勢の不利益な変化
- ・ 予期しない法規制及び政策の変更
- ・ 当社グループが事業を行っている地域毎の税制の相違やそれに伴う不利益等
- ・ 税制に関する変更（当社の海外子会社による送金やその他の支払に対して課される源泉税等の新規の課税や増税を含みます。）
- ・ 当社グループが事業を行う分野に特有の様々な法律上、規制上及び商取引上の慣行（契約の履行強制又は知的財産権の保護ができない可能性を含みます。）
- ・ テロ、戦争、感染症、国際政治上の関係を理由とする不買運動その他の要因による社会的混乱

また、当社グループは現在、韓国、台湾及びシンガポールにおいて優遇税制の適用を受けています。かかる優遇税制の適用期間の満了、規制の変更その他の理由により各国のいずれかにおいて優遇税制を受けられなくなった場合、又は当社グループの海外事業に関して上記記載の事象もしくはそれに類似した事象のいずれかが生じた場合、当社グループの事業、経営成績及び財政状態が悪影響を受ける可能性があります。

(19) 固定資産及びのれんの減損会計に関するリスク

平成23年9月30日現在、当社グループの有形固定資産合計は、総資産の71.5%に相当する1,145億43百万円でした。また、同日現在、当社グループののれんの総額は、総資産の15.4%に相当する246億65百万円であり、これは、平成20年に行われたMBOの結果によるものであります。特定の固定資産又は当社グループの事業全体の収益性に認識可能な低下が見られる場合、当社グループは、かかる固定資産又はのれんの減損が生じているか否かについて判断することが必要となります。当社グループの貸借対照表上の固定資産及びのれんの帳簿価額が、正味売却価額又は使用価値において当社グループが回収可能な金額のうちいずれか高い方の金額を上回る場合、当社グループは、減損損失を認識する必要があります。当社グループが計上する固定資産及びのれんに関する減損損失は、当社グループの費用を増大させ、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

(20) 繰延税金資産に関するリスク

当社グループは税効果会計に係る会計基準に従って、税負担の軽減効果として将来の課税所得等に関する見積もりや仮定に基づく繰延税金資産を計上しております。実際の課税所得等は見積もりや仮定と異なる可能性があり、将来において繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断した場合には繰延税金資産を減額することとなり、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を与えることとなります。

また、当社グループには税務上の繰越欠損金が発生していることから、当社グループの法人税の負担は軽減されておりますが、当該繰越欠損金が消滅した段階で、通常の税率に基づく法人税等の税金が発生することになります。

(21) MBO及び決算期変更について

当社は、前記「第1 企業の概況 2 沿革」に記載のとおり、平成20年2月8日に旧NHテクノグラス株式会社に対するMBOのための受皿会社としてシー・エイチ・ホールディングス株式会社という商号で設立されました。その後、平成20年9月1日に当社は旧NHテクノグラス株式会社を吸収合併しその事業活動を全面的に継承いたしました。当社は、設立日から平成20年8月31日までは、実質的な事業活動を営んでいなかったため、第1期（平成20年9月期）の業績は実質的には平成20年9月1日から平成20年9月30日までの1ヶ月の業績となっております。

また、当社は第2期（平成21年3月期）において、決算期を従来の9月30日から3月31日に変更したため、第2期の会計期間は6ヶ月となっております。従いまして、当社及び当社グループが12ヶ月決算を実施したのは第3期（平成22年3月期）が初めてであり、第1期、第2期及び第3期の業績を相互に単純に比較しただけでは適切な比較対象にはなりません。

上記事情に鑑み、当社グループは投資者の理解に資するための情報を補足的に追加するために、旧NHテクノグラス株式会社の第17期連結会計年度（平成20年3月期。以下、単に「第17期連結会計年度」という。）に係る連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書並びに下記において説明する平成20年4月1日から平成21年3月31日までを対象期間とする「みなし連結損益計算書」（未監査）及び「みなし連結キャッシュ・フロー計算書」（未監査）を参考として以下に記載しております。なお、当該「みなし連結損益計算書」及び「みなし連結キャッシュ・フロー計算書」は、①当社の第2期（平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6ヶ月）に係る連結財務諸表における下記各項目の該当数値に、②実質上の存続会社である旧NHテクノグラス株式会社の第18期（平成20年4月1日から平成20年8月31日までの5ヶ月）に係る同社の連結財務諸表における下記各項目の該当数値及び③MBOの受皿会社であった新NHテクノグラス株式会社（平成20年9月1日付でシー・エイチ・ホールディングス株式会社より改称。その後同年12月1日に商号を現在のAvanStrate株式会社に改称。）の第1期（平成20年2月8日から平成20年9月30日までの8ヶ月。ただし実質的な事業活動期間は平成20年9月1日から平成20年9月30日の1ヶ月間のみ。）に係る連結財務諸表における下記各項目の該当数値を単純合算して作成しております。

①連結損益計算書

		旧NHテクノグラス株式会社 第17期連結損益計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	みなし連結損益計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) (未監査)	第3期連結損益計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
売上高	(千円)	49,761,287	40,183,585	44,141,396
売上原価	(千円)	29,211,137	26,138,974	33,581,024
売上総利益	(千円)	20,550,150	14,044,611	10,560,372
販売費及び 一般管理費	(千円)	6,449,757	8,306,827	4,336,687
営業利益	(千円)	14,100,393	5,737,784	6,223,685
経常利益	(千円)	13,583,283	811,023	2,044,302
特別利益	(千円)	18,593	1,184,895	889,775
特別損失	(千円)	3,484,245	7,973,291	3,711,232
税金等調整前当 期純利益又は税 金等調整前当期 純損失(△)	(千円)	10,117,631	△5,977,373	△777,155
当期純利益又は 当期純損失 (△)	(千円)	9,322,010	△5,671,653	242,283
EBITDA(参考)	(千円)	23,638,806	18,125,125	20,612,148

(注) 1. 旧NHテクノグラス株式会社第17期及び当社第3期の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりますが、みなし連結損益計算書については、当該監査を受けておりません。

2. EBITDA は下記のとおり算定しております。

$$\text{EBITDA} = \text{営業利益} + \text{減価償却費} + \text{のれん償却額}$$

(参考1) 旧NHテクノグラス株式会社第17期連結損益計算書とみなし連結損益計算書の比較

みなし連結損益計算書の対象期間（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）において、液晶ディスプレイ・パネル市場は、北京オリンピックなどにより見込まれたパネル需要が予想よりも少なかったために過剰在庫が発生したこと、また、米国の金融危機に端を発した世界的実体経済悪化によって需要が急減速したことなどにより、液晶ディスプレイ・パネル・メーカー各社は生産を大幅に縮小させました。

このような液晶ディスプレイ・パネル・メーカー各社の減産に伴い、同期間における液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板市場も需要が急減速し、製造設備の稼働率低下やガラス基板製品価格の大幅な下落を余儀なくされるなど、当社グループの事業環境は大きく悪化いたしました。

一方、平成21年の年明け以降は、液晶ディスプレイ・パネル・メーカー各社の大幅な減産による在庫調整が進み、また、中国政府の液晶テレビなどの家電普及促進に向けた助成金支出による中国における需要の増加などにより、液晶ディスプレイ・パネル・メーカー各社の製造設備の稼働率には回復の兆しが見え、液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の需要も、回復の傾向を見せました。

上記環境の中、同期間の売上高は、401億84百万円（第17期連結会計年度比19.2%減）となりました。

損益面では、販売価格の下落、大幅な稼働率の低下などにより業績が急激に悪化した結果、営業利益は57億38百万円（同59.3%減）となりました。この結果、売上高営業利益率は、14.3%（第17期連結会計年度は28.3%）となりました。また、営業外費用が、MBOに伴う支払利息の増加、為替差損の増加などにより、経常利益は、8億11百万円（第17期連結会計年度比94.0%減）となりました。

特別利益は、修繕引当金戻入益、特許使用料引当金戻入等により11億85百万円発生いたしました。特別損失は、固定資産の休止期間費用、溶解炉のグリーン化改造に伴う旧設備などの除却損、MBOに係る合併関連費用等により79億73百万円（第17期連結会計年度比128.8%増）発生しました。

これらによって、同期間の税金等調整前当期純損失は、59億77百万円（第17期連結会計年度は税金等調整前当期純利益101億18百万円）となり、当期純損失は56億72百万円（第17期連結会計年度は当期純利益93億22百万円）となりました。

(参考2) みなし連結損益計算書と当社第3期連結損益計算書の比較

第3期（平成22年3月期）における世界経済は、平成20年秋以来の米国でのサブプライムローン問題に端を発した金融問題の深刻化が、世界的な信用不安や株価下落を引き起こし、実体経済の悪化への懸念が強まるなど、前半は引き続き厳しい状況で推移しました。一方、中国において、内需を中心とした景気回復をみるなど、アジアから始まった回復基調が、年度の後半にはその他の地域にも広がり、景気の持ち直しをみせるようになってきました。

国内経済においても、株安や景気への不安感などから消費マインドが冷え込み、景況感が悪化する状況が長く続きましたが、年度の後半になってようやく、輸出がアジア向けを中心に増加するとともに、個人消費に持ち直しがみられるなど、景気回復の兆しがみられるようになりました。

一方、当社の顧客である液晶ディスプレイ・パネル業界におきましては、平成21年3月期後半に経験した未曾有の需給ギャップを契機として、液晶ディスプレイ・パネル・メーカー各社が大幅な減産を実施した結果、第3期連結会計年度前半から在庫調整が急速に進みました。また、中国政府の液晶テレビ等の家電普及促進に向けた助成金支出による中国需要の増加などにより、液晶ディスプレイ・パネル・メーカー各社の稼働率は本格的に回復し、年度を通じて液晶ディスプレイ・パネルの生産は堅調に推移しました。

このような環境の下、当社グループにおきましても、第3期に入ってから顧客からの本格的な受注の回復が見られるようになりましたが、一方で、従来タイプのガラスからより環境に配慮したスーパー・グリーン・ガラスへの切り替えを目的とした溶解炉の改造工事を順次実施したことに加え、一部溶解炉の計画外の修繕を行なったことなどにより、設備稼働率が低レベルに留まる状況が第3四半期まで継続しました。第4四半期以降は、設備の稼働率は上昇しつつありますが、年度を通じての稼働率は低レベルに留まり、需要増加に全て応えることができない状況が継続しました。

このような状況の結果、第3期連結会計年度の売上高は441億41百万円（みなし連結損益計算書期間比9.8%増）となりました。

損益面では、販売価格の下落はゆるやかでしたが設備稼働率が低レベルに留まる状況が続いたことにより営業利益は62億24百万円（みなし連結損益計算書期間比8.5%増）となりました。この結果、売上高営業利益率は14.1%（みなし連結損益計算書期間比14.3%）となりました。また、為替差損の減少により営業外費用が改善したことにより、経常利益は、20億44百万円（みなし連結損益計算書期間比152.1%増）となりました。

特別利益は、固定資産売却益、補助金収入及び受取保険金により8億90百万円発生しました。特別損失は、溶解炉のグリーン化改造に伴う旧設備などの除却損、台風及び地震による災害損失を計上したことにより37億11百万円（みなし連結損益計算書期間比42億62百万円改善）発生しました。

これらによって、第3期の税金等調整前当期純損失は、7億77百万円（みなし連結損益計算書期間は税金等調整前当期純損失59億77百万円）となり、当社において繰延税金資産を計上したことによる法人税等調整額がプラスとなり当期純利益2億42百万円（みなし連結損益計算書期間は当期純損失56億72百万円）となりました。

②連結キャッシュ・フロー計算書

		旧NHテクノグラス株式会社 第17期連結キャッシュ・フロー計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	みなし連結キャッシュ・フロー計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) (未監査)	第3期連結キャッシュ・フロー計算書 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	20,080,661	4,858,289	15,103,205
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△20,356,946	△144,286,592	△20,696,052
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	244,998	140,733,215	5,302,680
現金及び現金同等物 に係る換算差額	(千円)	△2,996	△86,046	-
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	404,069	1,623,035	1,332,868

(注) 1. 旧NHテクノグラス株式会社第17期及び当社第3期の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりますが、みなし連結キャッシュ・フロー計算書については、当該監査を受けておりません。

2. 平成20年4月1日以降、当社による旧NHテクノグラス株式会社の吸収合併までの間において、シー・エイチ・ホールディングス株式会社から旧NHテクノグラス株式会社へ50,100百万円の貸付けが行われております。そして、上記のとおり、みなし連結キャッシュ・フロー計算書は単純合算により作成されており、当該取引について相殺等による調整を行っていないため、当該取引による収支は、「投資活動によるキャッシュ・フロー」においては長期貸付金の貸付による支出として、また「財務活動によるキャッシュ・フロー」においては長期借入金による収入として、50,100百万円がそれぞれ重複して計上されております。

(参考1) 旧NHテクノグラス株式会社第17期連結キャッシュ・フロー計算書とみなし連結キャッシュ・フロー計算書の比較

みなし連結キャッシュ・フロー計算書の対象期間末日（平成21年3月31日）の現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、第17期連結会計年度末に比べ12億19百万円増加し、16億23百万円となりました。同期間（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）における活動ごとのキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、税金等調整前当期純損失は59億77百万円となりましたが、減価償却費115億36百万円及びのれん償却額8億50百万円を計上する前の収益による収入は64億9百万円でした。営業活動によって得られた資金は48億58百万円（第17期連結会計年度比152億22百万円の収入減）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

第8世代のガラス基板生産用の韓国第2、第3号溶解炉及びそれらの加工設備の新設に伴う固定資産の取得、第7.5世代のガラス基板生産用の台湾第5号溶解炉及びその加工設備の新設に伴う固定資産の取得、既存溶解炉のグリーン化改造等に伴う固定資産の取得、シー・エイチ・ホールディングス株式会社における旧NHテクノグラス株式会社に対する長期貸付金の貸付による支出、その他MBOによる旧NHテクノグラス株式会社株式取得などの支出により、投資活動に使用した資金は、1,442億87百万円（同1,239億30百万円の支出増）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、長期借入金による収入、長期借入金の約定返済による支出、役員及び役員に準ずる者への第三者割当増資による新株の発行に伴う収入、旧NHテクノグラス株式会社におけるシー・エイチ・ホールディングス株式会社からの長期借入金による収入などにより、1,407億33百万円の資金増（同1,404億88百万円の収入増）となりました。

(参考2) みなし連結キャッシュ・フロー計算書と当社第3期連結キャッシュ・フロー計算書の比較

第3期連結会計年度末の現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)の残高は、みなし連結会計年度末に比べ2億90百万円減少し、13億33百万円となりました。第3期連結会計年度における活動ごとのキャッシュ・フローの状況とそれらの状況要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、税金等調整前当期純損失は7億77百万円となりましたが、減価償却費129億30百万円及びのれん償却費14億58百万円等により、151億3百万円(みなし連結キャッシュ・フロー計算書期間比102億45百万円の収入増)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

第8世代のガラス基板生産用の第3号溶解炉及び加工設備の新設に伴う固定資産の取得、既存溶解炉のグリーン化改造等に伴う固定資産の取得により、投資活動に要した資金は206億96百万円(みなし連結キャッシュ・フロー計算書比1,235億91百万円の支出減)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、長期借入金及び短期借入金による収入、長期借入金の繰上返済及び約定返済による支出等により53億3百万円の資金増(みなし連結キャッシュ・フロー計算書比1,354億31百万円の収入減)となりました。

(22) 主要株主であるHOYA株式会社との関係について

当社（実質上の存続会社である旧NHテクノグラス株式会社）は、平成3年5月にHOYA株式会社及び日本板硝子株式会社が50%ずつ出資する合弁会社として設立されました。主要株主であるHOYA株式会社は、当中間期末現在、当社発行済株式総数の46.6%を保有しております。

当社は独立性、自主性に基づき企業運営を行っておりますが、同社の経営方針等に変更があった場合、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

① HOYA株式会社グループとの取引内容について

当社はHOYA株式会社及びその関係会社（以下、「HOYA株式会社グループ」という。）と以下の取引を行っており、かかる取引にはHOYA株式会社から当社に対する技術供与及び当社からHOYA株式会社に対する当社製品の販売が含まれます。当社は、HOYA株式会社グループとの取引について、取引条件の経済合理性を保つため定期的に契約の見直しを行っており、今後発生する取引等についても、市場原理に基づいて、取引の是非を判断してまいります。当中間期末（平成24年3月期第2四半期）における当社及びHOYA株式会社グループとの主要な取引は以下のとおりです。

会社名	取引の内容	取引金額	科目	期末残高	具体的な取引条件及びその決定方法	備考
HOYA株式会社	ディスプレイ用カバーガラスの販売に係る前受金の受領	3,000,000千円	前受金	—	製品の販売価格については、独立第三者取引と同様の一般的な取引条件で行っております。	平成23年7月支払終了
	前受金の利息相当額	14,182千円	未払費用	—	利息相当額については、HOYA株式会社より提示された利率を基礎としております。	平成23年7月支払終了
HOYA CANDEO OPTRONICS株式会社	ディスプレイ用カバーガラスの販売	420千円	売掛金	—	製品の販売価格については、独立第三者取引と同様の一般的な取引条件で行っております。	—

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

② HOYA株式会社との人的関係について

当社の役員10名（取締役7名、監査役3名）のうち、取締役1名及び監査役1名をHOYA株式会社グループの役員が兼任しております。当社社外取締役である浜田宏については、当社の業務執行に関する助言を得ることを目的として当社が招聘したものであります。当社社外監査役である西野充については、監査機能の増強を図ることを目的として当社が招聘したものであります。2名の当社及びHOYA株式会社グループにおける役職は以下のとおりです。

なお、本書提出日現在、当社はHOYA株式会社より従業員の出向を受け入れておりません。

当社における役職	氏名	HOYA株式会社グループにおける役職
取締役（非常勤）	浜田宏	HOYA株式会社 取締役 代表執行役 最高執行責任者 HOYA CANDEO OPTRONICS株式会社 取締役 HOYAサービス株式会社 取締役
監査役（非常勤）	西野充	HOYA株式会社 監査部 ゼネラルマネージャー HOYA CANDEO OPTRONICS株式会社 監査役 HOYAサービス株式会社 監査役

(23)筆頭株主であるカーライル・グループとの関係について

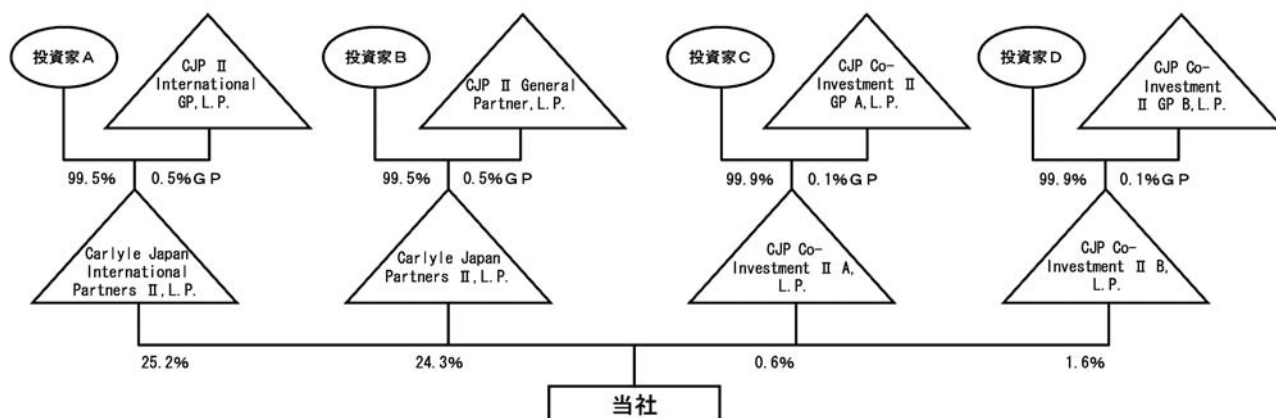
当社は、前記「第1 企業の概況 2 沿革」に記載のとおり、MBOの過程において、カーライル・グループのファンドのアドバイザーであるカーライル・ジャパン・エルエルシーとの間でコンサルティング契約を締結しました。この契約に基づき、当社は、カーライル・ジャパン・エルエルシーより当初取締役5名のうち3名を、また監査役3名のうち1名を受け入れ、グローバル経営の強化、インセンティブ・プランの導入、有利子負債の管理等を実行し、経営・財務基盤を改善しました。

なお、カーライル・ジャパン・エルエルシーと締結した上記のコンサルティング契約は平成22年3月31日に解消しており、同社からの派遣役員は、本書提出日現在、取締役2名及び監査役1名であります。上記のほか、当社の株主となったカーライル・グループの6つのファンド（Carlyle Japan Partners II, L.P.、Carlyle Japan International Partners II, L.P.、CJP Co-Investment II A, L.P.、CJP Co-Investment II B, L.P.、CJP II Co-Invest, L.P.、CJIP II Co-Invest, L.P.）は、旧NHテクノグラス株式会社の従来からの株主であるHOYA株式会社及び当社代表取締役との間で経営委任契約を締結し、また、ストック・オプション保有者との間でストック・オプションに関する覚書を締結しておりましたが、これらの契約及び覚書は、平成22年4月8日に解消しております。

また、当社とカーライル・グループとの間に重要な営業上の取引関係はありません。

なお、当中間期末現在、カーライル・グループの4つのファンド（Carlyle Japan Partners II, L.P.、Carlyle Japan International Partners II, L.P.、CJP Co-Investment II A, L.P.、CJP Co-Investment II B, L.P.）は当社の株式の51.6%を保有しております。当社は独立性、自主性に基づき企業運営を行っておりますが、カーライル・グループの経営方針等に変更があった場合、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

[カーライル・グループによる当社の議決権の保有体制について]



Carlyle Japan Partners II, L.P.並びにCarlyle Japan International Partners II, L.P.の投資家A及びBは、国内外の機関投資家が中心であり、当中間期末現在、各々24.3%、25.2%の当社の議決権を保有しております。CJP Co-Investment II A, L.P.並びにCJP Co-Investment II B, L.P.の投資家C及びDは、カーライル・グループに所属する役員等であり、当中間期末現在、各々0.6%、1.6%の当社の議決権を保有しております。

なお、上記4ファンドはリミテッド・パートナーシップ（組合類似組織）の形態をとっており、ゼネラルパートナー及びリミテッドパートナーの2種類のメンバーから構成されています。また、各々のファンドのゼネラルパートナーは以下のとおりです。

ファンド名（当社の株主）	左記のファンドのゼネラルパートナー
Carlyle Japan Partners II, L.P.	CJP II General Partner, L.P.
Carlyle Japan International Partners II, L.P.	CJP II International GP, L.P.
CJP Co-Investment II A, L.P.	CJP Co-Investment II GP A, L.P.
CJP Co-Investment II B, L.P.	CJP Co-Investment II GP B, L.P.

5 【経営上の重要な契約等】

当社グループは、平成23年4月28日付で、株式会社三重銀行との間で以下の融資契約を締結しております。
主な契約内容は、以下のとおりであります。

	コミットメントライン
組成額	2,000,000千円
貸付実行日	平成23年4月28日
契約期間	1年
貸付人	株式会社三重銀行

※当該コミットメント契約に付されている財務制限条項については、第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等
(1) 中間連結財務諸表「注記事項」(中間連結貸借対照表関係)に記載しております。

6 【研究開発活動】

当社グループでは、液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の品質の差別化を図るべく、顧客ニーズにマッチした大型化、薄板化及び表面品質の安定化に向けた研究開発活動を行っております。

当社グループの研究開発活動は、平成18年6月に本社部門に設置した、技術開発センター(Dセンター)のHOT部門及びCOLD部門を中心に遂行しております。

HOT部門では、主にガラスの組成開発、溶解及び成形技術開発等(製造工程でいうHOT工程にあたります。)について、グループ全体をカバーする製造技術開発、次世代ガラスの研究開発を実施しております。

一方、ガラスの加工技術、洗浄及び評価技術等(製造工程でいうCOLD工程にあたります。)については、COLD部門がグループ全体の統括を行っており、各子会社の現地拠点で収集した顧客のニーズを踏まえた製造技術開発、研究開発活動を行っております。

当中間連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、4億49百万円でありました。なお研究開発費は、当社グループ全体としての製品の改良及び品質改善のため実施しているため、各セグメントに配分しておりません。なお、当中間連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、並びに資産・負債及び収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。また、当社グループの中間連結財務諸表で採用する重要な会計方針につきましては、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 当中間連結会計期間の経営成績の分析

当社グループの当中間連結会計期間の経営成績は、売上高は、258億42百万円となりました。また、パネルメーカーの不況に起因する価格低下への圧力が強まった影響や、溶解炉の予定外の修繕工事が発生したこと、繰延税金資産の見直しなどにより、営業利益28億14百万円、経常利益12億28百万円、中間純損失17億47百万円となりました。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループを取り巻く事業環境は、当社グループの顧客である液晶ディスプレイ・パネル業界におきましては、新興国の液晶テレビ販売や、スマートフォンなどの普及に伴う中小型パネルの需要は前半に続き拡大傾向にあるものの、大型パネル需要の不振は続き、各パネルメーカーが在庫調整のため工場の稼働を制限するなど、液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の需要にも大きな影響を及ぼしました。

(4) 経営戦略の現状と見直し

当社グループといたしましては、主要顧客の需要に応えるべく昨年度より順次行ってまいりました第5世代既存溶解炉の最後の大型化工事が7月に完了し、生産効率の改善、量産体制の整備を行いました。一方で、主要顧客の在庫調整による影響もさることながら、韓国・台湾・シンガポール子会社における溶解炉の修繕工事が前半から引き続き集中したことや、一部の窯で工事後の生産の立ち上がりの遅れが生じた影響もあり、結果としてグループ全体の売上高は、前年同期の水準からは微増に留まりました。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金状況は、当中間連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、税金等調整前中間純損失が3億49百万円となり、また前受金の返還30億円などの減少要因がありましたが、減価償却費84億48百万円、のれん償却額7億29百万円及び有形固定資産除却損15億77百万円、売上債権の減少12億21百万円等により82億85百万円のプラスとなりました。

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、昨年度に実施した韓国における新規溶解炉用建屋の建設、それぞれの拠点における定期修繕や既存溶解炉の大型化に伴う支払いなど、投資活動に要した資金は90億41百万円となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、長期借入金の約定返済40億円がありましたが、短期借入金純増による収入47億円により、7億円プラスとなりました。

当中間連結累計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は前連結会計年度末に比べ56百万円減少し、15億13百万円となりました。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社グループは、液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の製造・販売する事業を推進するに当たり、アジアを中心とした国内外の液晶ディスプレイ・パネル業界を取り巻く環境の変化に対して適切な対応をすることが、当社グループの業績に大きな影響を与えるものと認識しております。

当社グループは、液晶ディスプレイ・パネル業界からのニーズへ対応すべく、ガラス基板の大型化及びスーパー・グリーン・ガラスの組成や製法の開発等を実現してまいりました。

今後も液晶ディスプレイ・パネル業界を取り巻く環境の変化への対応を最優先課題とし、更なる販売体制の強化、生産体制の強化・拡大・効率化及び品質面での優位性の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末において計画中であったAvanStrate Taiwan Inc.の第3号溶解炉の大型化工事については、平成23年7月に完了しております。これにより、第5世代液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の生産能力が増加しました。

また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年12月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	99,258,900	99,258,900	非上場	単元株式数100株
計	99,258,900	99,258,900	—	—

(注) 1. 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨定款に定めております。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成20年10月7日臨時株主総会決議及び平成20年10月7日取締役会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成23年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数(個)	17,699	17,699
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,769,900(注)1	1,769,900(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり500(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年10月11日 至平成30年10月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡及び質入れ等の処分を行うことができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注) 1. 平成20年10月7日開催の臨時株主総会における決議の日(以下、「決議日」という。)以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数=調整前株式数×分割又は併合の比率

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為(以下、「当社組織再編」という。)に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとします。

2. 決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使に係る出資金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後出資金額} = \frac{\text{調整前出資金額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に当社組織再編に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に出資金額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項については、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、①平成20年9月2日現在において当社議決権株式の45%以上を単独で保有する株主（以下、「単独主要株主」という。）並びに平成20年9月2日現在において当社議決権株式の過半数をグループ全体で保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」といい、単独主要株主とあわせて「主要株主等」という。）が、第三者に当該時点において自己が保有する当社の株式の全てを一括して譲渡する場合、②当社株式が金融商品取引所（日本国外における同種の組織を含む。）に上場された場合、又は③単独主要株主もしくはグループ主要株主等のいずれかが、当該譲渡時点において自己が保有する当社の株式の全てを一括して第三者に譲渡する場合であって新株予約権者に対して当該一括での譲渡への参加要求があった場合に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (2) 新株予約権者は、平成21年10月10日、平成22年10月10日、平成23年10月10日、平成24年10月10日、及び平成25年10月10日に、新株予約権の20%ずつが権利行使可能となる（以下、権利行使可能となることを「ベスティング」という。）但し、新株予約権者が当社又は当社の完全子会社の取締役、監査役、執行役、顧問、使用人のいずれの地位も失った場合又は死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは中止する。なお、ベスティングされる新株予約権の数については、新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の株式についてはこれを切り捨てる。また5回目のベスティングにおいて、新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない残りの当該新株予約権も全てベスティングされるものとする。
 - (3) 前項に関わらず、(1)①乃至③（但し②については、同時に主要株主等の売却比率が67%を超えたとき）、又は④新株予約権者が当社を退社し、かつ、当社の取締役会がベスティングを認めた場合には、その時点において新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない残りの当該新株予約権は全てベスティングされるものとする。（但し、④の場合を除いて、当該時点において前項但書によってベスティングが中止されていた場合を除く。）
 - (4) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約等の地位を承継することを条件に、ベスティング済みの新株予約権に限りこれを相続することができる。
5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び条件は、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権者が当社又は当社の完全子会社において、懲戒解雇もしくは取締役、監査役、執行役又は顧問を解任された場合、出向関係が解消されることによって当社又は当社の完全子会社において業務に従事しなくなった場合、又は自己都合による退職をした場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が会社都合による退職をした場合、定年（取締役、監査役、執行役、顧問、使用人のいずれでもなくなった時）となった場合、当社又は当社の完全子会社の就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、新株予約権者について破産、民事再生もしくはその他の倒産手続が開始された場合、又は死亡した場合は、新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない部分を随時、無償にて取得することができる。

- (3) ①単独主要株主もしくはグループ主要株主等のいずれかが、自己が保有している当社の株式全てを一括して第三者に譲渡する場合であって、新株予約権者に対して当該一括での譲渡への参加要求があった場合、又は②主要株主等が保有している当社の株式の全てを一括して第三者に譲渡する場合、当該譲渡の実行日の翌日以後に、当該実行日に未行使の全ての新株予約権を、随時、無償にて取得することができる。
- (4) 新株予約権者が当社又は当社の完全子会社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社又は当社の完全子会社と実質的に競合する営業を営んだ場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (5) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「第1回新株予約権割当契約書」又はこれに関連する覚書に違反した場合は、当該新株予約権者に発行した全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付については、次のとおりであります。
- (1) 当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるときは、当社にかかる新株予約権を消滅させ、当該株式交換もしくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を、新株予約権者に交付する。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。
- ① 交付する新株予約権の数
当社組織再編の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。
- ② 新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数
再編後新会社の普通株式とする。
株式の数については、新株予約権1個あたり1株（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下、「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される金額
出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{組織再編後出資金額} = \frac{\text{組織再編前出資金額}}{\text{割当比率}}$$
- ④ 新株予約権行使期間
行使期間は、平成22年10月11日又は組織再編の効力発生日のいずれか遅い日より、平成30年10月5日までとする。
- ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
上記3. に準じて決定するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件
新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件は上記4. 及び5. に準じて定める。
- ⑦ 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するときは、再編後新会社の承認を要するものとする。
7. 平成22年6月30日付で、普通株式1株を100株に分割しております。

② 平成21年6月19日定時株主総会決議及び平成21年6月19日取締役会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成23年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数(個)	642	642
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	64,200(注)1	64,200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり500(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年6月21日 至平成31年6月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡及び質入れ等の処分を行うことができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注) 1. 平成21年6月19日定時株主総会における決議の日(以下、「決議日」という。)以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

なお、上記の他新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為(以下、「当社組織再編」という。)に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとします。

2. 決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使に係る出資金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後出資金額} = \frac{\text{調整前出資金額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に当社組織再編に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に出資金額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項については、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、①平成21年6月3日現在において当社議決権株式の45%以上を単独で保有する株主(以下、「単独主要株主」という。)並びに平成21年6月3日現在において当社議決権株式の過半数をグループ全体で保有する株主及びそのグループ会社(以下、「グループ主要株主等」といい、単独主要株主とあわせて「主要株主等」という。)が、第三者に当該時点において自己が保有する当社の株式の全てを一括して譲渡する場合、②当社株式が金融商品取引所(日本国外における同種の組織を含む。)に上場された場合、又は③単独主要株主もしくはグループ主要株主等のいずれかが、当該譲渡時点において自己が保有する当社の株式の全てを一括して第三者に譲渡する場合であって新株予約権者に対して当該一括での譲渡への参加要求があった場合に限り、新株予約権を行使することができる。

- (2) 新株予約権者は、平成22年6月20日、平成23年6月20日、平成24年6月20日、平成25年6月20日、及び平成26年6月20日に、新株予約権の20%ずつが権利行使可能となる（以下、権利行使可能となることを「ベスティング」という。）但し、新株予約権者が当社又は当社の完全子会社の取締役、監査役、執行役、顧問、使用人のいずれの地位も失った場合又は死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは中止する。なお、ベスティングされる新株予約権の数については、新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の株式についてはこれを切り捨てる。また5回目のベスティングにおいて、新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない残りの当該新株予約権も全てベスティングされるものとする。
- (3) 前項に関わらず、(1)①乃至③（但し②については、同時に主要株主等の売却比率が67%を超えたとき）、又は④新株予約権者が当社を退社し、かつ、当社の取締役会がベスティングを認めた場合には、その時点において新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない残りの当該新株予約権は全てベスティングされるものとする。（ただし、④の場合を除いて、当該時点において前項但書によってベスティングが中止されていた場合を除く。）
- (4) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約等の地位を承継することを条件に、ベスティング済みの新株予約権に限りこれを相続することができる。
5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び条件は、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権者が当社又は当社の完全子会社において、懲戒解雇もしくは取締役、監査役、執行役又は顧問を解任された場合、出向関係が解消されることによって当社又は当社の完全子会社において業務に従事しなくなった場合、又は自己都合による退職をした場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が会社都合による退職をした場合、定年（取締役、監査役、執行役、顧問、使用人のいずれでもなくなった時）となった場合、当社又は当社の完全子会社の就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、新株予約権者について破産、民事再生もしくはその他の倒産手続が開始された場合、又は死亡した場合は、新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない部分を随時、無償にて取得することができる。
- (3) ①単独主要株主もしくはグループ主要株主等のいずれかが、自己が保有している当社の株式全てを一括して第三者に譲渡する場合であって、新株予約権者に対して当該一括での譲渡への参加要求があった場合、又は②主要株主等が保有している当社の株式の全てを一括して第三者に譲渡する場合、当該譲渡の実行日の翌日以後に、当該実行日に未行使の全ての新株予約権を、随時、無償にて取得することができる。
- (4) 新株予約権者が当社又は当社の完全子会社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社又は当社の完全子会社と実質的に競合する営業を営んだ場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (5) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「第2回新株予約権割当契約書」又はこれに関連する覚書に違反した場合は、当該新株予約権者に発行した全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付については、次のとおりであります。
- (1) 当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるときは、当社にかかる新株予約権を消滅させ、当該株式交換もしくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を、新株予約権者に交付する。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。
- ① 交付する新株予約権の数
当社組織再編の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。
- ② 新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数
再編後新会社の普通株式とする。
株式の数については、新株予約権1個あたり1株（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下、「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。

- ③ 新株予約権の行使に際して出資される金額
出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{組織再編後出資金額} = \frac{\text{組織再編前出資金額}}{\text{割当比率}}$$

- ④ 新株予約権行使期間
行使期間は、平成23年6月21日又は組織再編の効力発生日のいずれか遅い日より、平成31年6月15日までとする。
- ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
上記3. に準じて決定するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件
新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件は上記4. 及び5. に準じて定める。
- ⑦ 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するときは、再編後新会社の承認を要するものとする。

7. 平成22年6月30日付で、普通株式1株を100株に分割しております。

③ 平成21年11月20日臨時株主総会決議及び平成21年11月20日取締役会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成23年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数(個)	587	587
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	58,700(注)1	58,700(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり500(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年11月21日 至 平成31年11月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡及び質入れ等の処分を行うことができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注) 1. 平成21年11月20日臨時株主総会における決議の日(以下、「決議日」という。)以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為(以下、「当社組織再編」という。)に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとします。

2. 決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使に係る出資金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後出資金額} = \frac{\text{調整前出資金額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に当社組織再編に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に出資金額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項については、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、①平成21年11月20日現在において当社議決権株式の45%以上を単独で保有する株主（以下、「単独主要株主」という。）並びに平成21年11月20日現在において当社議決権株式の過半数をグループ全体で保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」といい、単独主要株主とあわせて「主要株主等」という。）が、第三者に当該時点において自己が保有する当社の株式の全てを一括して譲渡する場合、②当社株式が金融商品取引所（日本国外における同種の組織を含む。）に上場された場合、又は③単独主要株主もしくはグループ主要株主等のいずれかが、当該譲渡時点において自己が保有する当社の株式の全てを一括して第三者に譲渡する場合であって新株予約権者に対して当該一括での譲渡への参加要求があった場合に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (2) 新株予約権者は、平成22年11月20日、平成23年11月20日、平成24年11月20日、平成25年11月20日、及び平成26年11月20日に、新株予約権の20%ずつが権利行使可能となる（以下、権利行使可能となることを「ベスティング」という。）但し、新株予約権者が当社又は当社の完全子会社の取締役、監査役、執行役、顧問、使用人のいずれの地位も失った場合又は死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは中止する。なお、ベスティングされる新株予約権の数については、新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の株式についてはこれを切り捨てる。また5回目のベスティングにおいて、新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない残りの当該新株予約権も全てベスティングされるものとする。
 - (3) 前項に関わらず、(1)①乃至③（但し②については、同時に主要株主等の売却比率が67%を超えたとき）、又は④新株予約権者が当社を退社し、かつ、当社の取締役会がベスティングを認めた場合には、その時点において新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない残りの当該新株予約権は全てベスティングされるものとする。（ただし、④の場合を除いて、当該時点において前項但書によってベスティングが中止されていた場合を除く。）
 - (4) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約等の地位を承継することを条件に、ベスティング済みの新株予約権に限りこれを相続することができる。
5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び条件は、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権者が当社又は当社の完全子会社において、懲戒解雇もしくは取締役、監査役、執行役又は顧問を解任された場合、出向関係が解消されることによって当社又は当社の完全子会社において業務に従事しなくなった場合、又は自己都合による退職をした場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が会社都合による退職をした場合、定年（取締役、監査役、執行役、顧問、使用人のいずれでもなくなった時）となった場合、当社又は当社の完全子会社の就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、新株予約権者について破産、民事再生もしくはその他の倒産手続が開始された場合、又は死亡した場合は、新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない部分を随時、無償にて取得することができる。
 - (3) ①単独主要株主もしくはグループ主要株主等のいずれかが、自己が保有している当社の株式全てを一括して第三者に譲渡する場合であって、新株予約権者に対して当該一括での譲渡への参加要求があった場合、又は②主要株主等が保有している当社の株式の全てを一括して第三者に譲渡する場合、当該譲渡の実行日の翌日以後に、当該実行日に未行使の全ての新株予約権を、随時、無償にて取得することができる。
 - (4) 新株予約権者が当社又は当社の完全子会社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社又は当社の完全子会社と実質的に競合する営業を営んだ場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
 - (5) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「第3回新株予約権割当契約書」又はこれに関連する覚書に違反した場合は、当該新株予約権者に発行した全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付については、次のとおりであります。

(1) 当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるときは、当社にかかる新株予約権を消滅させ、当該株式交換もしくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を、新株予約権者に交付する。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。

① 交付する新株予約権の数

当社組織再編の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

② 新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数

再編後新会社の普通株式とする。

株式の数については、新株予約権 1 個あたり 1 株（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下、「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により 1 株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。

③ 新株予約権の行使に際して出資される金額

出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{組織再編後出資金額} = \frac{\text{組織再編前出資金額}}{\text{割当比率}}$$

④ 新株予約権行使期間

行使期間は、平成23年11月21日又は組織再編の効力発生日のいずれか遅い日より、平成31年11月20日までとする。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
上記 3. に準じて決定するものとする。

⑥ 新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件

新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件は上記 4. 及び 5. に準じて定める。

⑦ 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、再編後新会社の承認を要するものとする。

7. 平成22年6月30日付で、普通株式 1 株を100株に分割しております。

④ 平成22年3月19日臨時株主総会決議及び平成22年3月19日取締役会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成23年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数(個)	205	205
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,500(注)1	20,500(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,022(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成24年3月20日 至平成32年3月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,022 資本組入額 511	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡及び質入れ等の処分を行うことができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注) 1. 平成22年3月19日臨時株主総会における決議の日(以下、「決議日」という。)以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為(以下、「当社組織再編」という。)に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとします。

2. 決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使に係る出資金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後出資金額} = \frac{\text{調整前出資金額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に当社組織再編に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に出資金額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項については、次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、①平成22年3月19日現在において当社議決権株式の45%以上を単独で保有する株主(以下、「単独主要株主」という。)並びに平成22年3月19日現在において当社議決権株式の過半数をグループ全体で保有する株主及びそのグループ会社(以下「グループ主要株主等」といい、単独主要株主とあわせて「主要株主等」という。)が、第三者に当該時点において自己が保有する当社の株式の全てを一括して譲渡する場合、②当社株式が金融商品取引所(日本国外における同種の組織を含む。)に上場された場合、又は③単独主要株主もしくはグループ主要株主等のいずれかが、当該譲渡時点において自己が保有する当社の株式の全てを一括して第三者に譲渡する場合であって新株予約権者に対して当該一括での譲渡への参加要求があった場合に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権者は、平成23年3月19日、平成24年3月19日、平成25年3月19日、平成26年3月19日、及び平成27年3月19日に、新株予約権の20%ずつが権利行使可能となる(以下、権利行使可能となることを「ベスティング」という。)但し、新株予約権者が当社又は当社の完全子会社の取締役、監査役、執行役、顧問、使用人のいずれの地位も失った場合又は死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは中止する。なお、ベスティングされる新株予約権の数については、新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の株式についてはこれを切り捨てる。また5回目のベスティングにおいて、新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない残りの当該新株予約権も全てベスティングされるものとする。

(3) 前項に関わらず、(1)①乃至③(但し②については、同時に主要株主等の売却比率が67%を超えたとき)、又は④新株予約権者が当社を退社し、かつ、当社の取締役会がベスティングを認めた場合には、その時点において新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない残りの当該新株予約権は全てベスティングされるものとする。(ただし、④の場合を除いて、当該時点において前項但書によってベスティングが中止されていた場合を除く。)

(4) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約等の地位を承継することを条件に、ベスティング済みの新株予約権に限りこれを相続することができる。

5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び条件は、次のとおりであります。

(1) 新株予約権者が当社又は当社の完全子会社において、懲戒解雇もしくは取締役、監査役、執行役又は顧問を解任された場合、出向関係が解消されることによって当社又は当社の完全子会社において業務に従事しなくなった場合、又は自己都合による退職をした場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。

- (2) 新株予約権者が会社都合による退職をした場合、定年（取締役、監査役、執行役、顧問、使用人のいずれでもなくなった時）となった場合、当社又は当社の完全子会社の就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、新株予約権者について破産、民事再生もしくはその他の倒産手続が開始された場合、又は死亡した場合は、新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない部分を随時、無償にて取得することができる。
- (3) ①単独主要株主もしくはグループ主要株主等のいずれかが、自己が保有している当社の株式全てを一括して第三者に譲渡する場合であって、新株予約権者に対して当該一括での譲渡への参加要求があった場合、又は②主要株主等が保有している当社の株式の全てを一括して第三者に譲渡する場合、当該譲渡の実行日の翌日以後に、当該実行日に未行使の全ての新株予約権を、随時、無償にて取得することができる。
- (4) 新株予約権者が当社又は当社の完全子会社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社又は当社の完全子会社と実質的に競合する営業を営んだ場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (5) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「第4回新株予約権割当契約書」又はこれに関連する覚書に違反した場合は、当該新株予約権者に発行した全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付については、次のとおりであります。

- (1) 当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるときは、当社にかかる新株予約権を消滅させ、当該株式交換もしくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を、新株予約権者に交付する。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。

① 交付する新株予約権の数

当社組織再編の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

② 新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数

再編後新会社の普通株式とする。

株式の数については、新株予約権1個あたり1株（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下、「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。

③ 新株予約権の行使に際して出資される金額

出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{組織再編後出資金額} = \frac{\text{組織再編前出資金額}}{\text{割当比率}}$$

④ 新株予約権行使期間

行使期間は、平成24年3月20日又は組織再編の効力発生日のいずれか遅い日より、平成32年3月19日までとする。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

上記3. に準じて決定するものとする。

⑥ 新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件

新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件は上記4. 及び5. に準じて定める。

⑦ 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、再編後新会社の承認を要するものとする。

7. 平成22年6月30日付で、普通株式1株を100株に分割しております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成23年4月1日～ 平成23年9月30日	—	99,258,900	—	13,537,905	—	13,537,905

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
HOYA株式会社	東京都新宿区中落合二丁目7番5号	46,227,200	46.57
Carlyle Japan International Partners II, L.P. (常任代理人 株式会社三井住 友銀行)	英国領ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-9005、ジョージ・タウン、メアリー・ ストリート87、ウォーカー・ハウス、ウォ ーカーズ・コーポレート・サービスズ・ リミテッド (東京都千代田区大手町一丁目2番3号)	24,990,200	25.18
Carlyle Japan Partners II, L.P. (常任代理人 株式会社三井住 友銀行)	英国領ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-9005、ジョージ・タウン、メアリー・ ストリート87、ウォーカー・ハウス、ウォ ーカーズ・コーポレート・サービスズ・ リミテッド (東京都千代田区大手町一丁目2番3号)	24,130,000	24.31
CJP Co-Investment II B, L.P. (常任代理人 株式会社三井住 友銀行)	英国領ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-9005、ジョージ・タウン、メアリー・ ストリート87、ウォーカー・ハウス、ウォ ーカーズ・コーポレート・サービスズ・ リミテッド (東京都千代田区大手町一丁目2番3号)	1,547,300	1.56
Chimei Innolux Corporation	台湾350苗栗県科学工業園区竹南園区科学 路160号	900,000	0.91
CJP Co-Investment II A, L.P. (常任代理人 株式会社三井住 友銀行)	英国領ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-9005、ジョージ・タウン、メアリー・ ストリート87、ウォーカー・ハウス、ウォ ーカーズ・コーポレート・サービスズ・ リミテッド (東京都千代田区大手町一丁目2番3号)	584,300	0.59
大日本印刷株式会社	東京都新宿区市谷加賀町1丁目1番1号	333,300	0.34
東レエンジニアリング株式会社	東京都中央区日本橋本石町三丁目3番16号	111,100	0.11
牧野純	東京都武蔵野市	60,000	0.06
星野和彦	三重県四日市市	60,000	0.06
計	—	98,943,400	99.68

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 99,258,900	992,589	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	99,258,900	—	—
総株主の議決権	—	992,589	—

② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

3 【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
- (3) 当半期報告書は、最初に提出するものでありますので、前年同期との対比は行っておりません。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】
 (1) 【中間連結財務諸表】
 ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,568,439	1,512,786
受取手形及び売掛金	8,973,484	7,752,424
商品及び製品	2,418,399	2,790,609
仕掛品	3,060,032	2,458,533
原材料及び貯蔵品	3,163,277	3,307,588
繰延税金資産	1,449,686	799,506
その他	1,315,710	973,354
貸倒引当金	△104,490	△50,798
流動資産合計	21,844,537	19,544,002
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	22,054,298	21,984,926
機械装置及び運搬具（純額）	87,672,163	89,847,538
建設仮勘定	5,947,109	2,026,575
その他（純額）	815,946	684,012
有形固定資産合計	※1 116,489,516	※1 114,543,051
無形固定資産		
のれん	25,393,766	24,664,760
その他	41,268	44,299
無形固定資産合計	25,435,034	24,709,059
投資その他の資産		
投資有価証券	9,180	8,598
繰延税金資産	1,304,583	845,822
その他	525,974	488,019
投資その他の資産合計	1,839,737	1,342,439
固定資産合計	143,764,287	140,594,549
繰延資産		
社債発行費	122,007	102,266
繰延資産合計	122,007	102,266
資産合計	165,730,831	160,240,817

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	533,037	597,008
短期借入金	※2 6,300,000	※2 11,000,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 8,000,000	※2 8,500,000
未払費用	2,667,269	2,254,323
未払金	3,825,681	2,866,808
未払法人税等	1,333,100	858,839
前受金	3,000,205	158
賞与引当金	478,427	406,459
その他	28,055	33,582
流動負債合計	26,165,774	26,517,177
固定負債		
社債	30,000,000	30,000,000
長期借入金	※2 64,000,000	※2 59,500,000
長期未払金	23,450	23,450
退職給付引当金	372,618	766,238
繰延税金負債	7,287,458	7,287,458
資産除去債務	1,172,407	1,185,569
固定負債合計	102,855,933	98,762,715
負債合計	129,021,707	125,279,892
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,537,905	13,537,905
資本剰余金	36,651,505	36,651,505
利益剰余金	△13,476,767	△15,223,694
株主資本合計	36,712,643	34,965,716
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△3,519	△4,791
その他の包括利益累計額合計	△3,519	△4,791
純資産合計	36,709,124	34,960,925
負債純資産合計	165,730,831	160,240,817

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
売上高	25,842,406
売上原価	20,175,971
売上総利益	5,666,435
販売費及び一般管理費	※1 2,852,056
営業利益	2,814,379
営業外収益	
受取利息	6,138
受取配当金	98
貸倒引当金戻入額	52,924
その他	18,310
営業外収益合計	77,470
営業外費用	
支払利息	610,701
社債利息	345,945
社債発行費償却	19,742
為替差損	103,321
コミットメントフィー	5,551
たな卸資産廃棄損	221,046
その他	357,942
営業外費用合計	1,664,248
経常利益	1,227,601
特別損失	
固定資産除却損	※2 1,576,646
特別損失合計	1,576,646
税金等調整前中間純損失(△)	△349,045
法人税、住民税及び事業税	418,157
法人税等調整額	979,726
法人税等合計	1,397,883
少数株主損益調整前中間純損失(△)	△1,746,928
中間純損失(△)	△1,746,928

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
少数株主損益調整前中間純損失 (△)	△1,746,928
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	△1,272
その他の包括利益合計	△1,272
中間包括利益	△1,748,200
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	△1,748,200

③【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	13,537,905
当中間期末残高	13,537,905
資本剰余金	
当期首残高	36,651,505
当中間期末残高	36,651,505
利益剰余金	
当期首残高	△13,476,767
当中間期変動額	
中間純損失(△)	△1,746,928
当中間期変動額合計	△1,746,928
当中間期末残高	△15,223,694
株主資本合計	
当期首残高	36,712,643
当中間期変動額	
中間純損失(△)	△1,746,928
当中間期変動額合計	△1,746,928
当中間期末残高	34,965,716
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△3,519
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△1,272
当中間期変動額合計	△1,272
当中間期末残高	△4,791
その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△3,519
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△1,272
当中間期変動額合計	△1,272
当中間期末残高	△4,791
純資産合計	
当期首残高	36,709,124
当中間期変動額	
中間純損失(△)	△1,746,928
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△1,272
当中間期変動額合計	△1,748,200
当中間期末残高	34,960,925

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純損失 (△)	△349,045
減価償却費	8,448,208
のれん償却額	729,006
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△53,692
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△71,968
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	393,620
受取利息及び受取配当金	△6,236
支払利息	610,701
社債利息	345,945
固定資産除却損	1,576,646
売上債権の増減額 (△は増加)	1,221,060
たな卸資産の増減額 (△は増加)	84,978
仕入債務の増減額 (△は減少)	63,971
未払費用の増減額 (△は減少)	△394,069
前受金の増減額 (△は減少)	△3,000,047
未収消費税等の増減額 (△は増加)	381,970
その他	41,176
小計	10,022,224
利息及び配当金の受取額	6,236
利息の支払額	△629,002
社債利息の支払額	△345,000
法人税等の支払額	△769,148
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,285,310
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△9,031,587
無形固定資産の取得による支出	△8,687
投資有価証券の取得による支出	△689
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,040,963
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	4,700,000
長期借入金の返済による支出	△4,000,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	700,000
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△55,653
現金及び現金同等物の期首残高	1,568,439
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,512,786

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>全ての子会社を連結しております。</p> <p>連結子会社の数 3社</p> <p>連結子会社の名称</p> <p>AvanStrate Taiwan Inc.</p> <p>AvanStrate Korea Inc.</p> <p>AvanStrate Asia Pte Ltd.</p>
2. 持分法の適用に関する事項	持分法適用会社はありません。
3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項	全ての連結子会社の中間期の末日は、中間連結決算日と一致しております。
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>イ 有価証券</p> <p> その他有価証券</p> <p> 時価のあるもの</p> <p> 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>ロ たな卸資産</p> <p> 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、貯蔵品については個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。在外連結子会社は主として移動平均法による低価法、貯蔵品については、個別法による低価法を採用しております。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>イ 有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p> 当社は定率法を採用しております。ただし、当社は平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）は定額法によっております。</p> <p> 連結子会社は定額法を採用しております。</p> <p> なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。</p> <p> 建物及び構築物 10～50年</p> <p> 機械装置及び運搬具 2～9年</p> <p>ロ 無形固定資産（リース資産を除く）</p> <p> 当社及び連結子会社は定額法を採用しております。</p> <p> なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>

項目	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	<p>ハ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>(3) 重要な繰延資産の償却方法</p> <p>イ 株式交付費 支出時に全額費用処理しております。</p> <p>ロ 社債発行費 定額法によっております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>イ 貸倒引当金 債権の貸倒損債権の貸倒損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>ロ 賞与引当金 当社及び連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。</p> <p>ハ 退職給付引当金 当社及び一部の連結子会社は従業員の退職給付に備えるため、当中間連結会計期間における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年～10年）による按分額をそれぞれ発生の際連結会計年度より費用処理しております。 一部の連結子会社は確定給付型年金制度のほか、確定拠出型年金制度を採用しています。</p> <p>(5) のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却については、20年間の定額法により償却を行っております。</p> <p>(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>(7) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p> <p>(8) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>

【会計上の見積りの変更】

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

(退職給付引当金)

当社は、退職給付債務の算定にあたり、前連結会計年度までは簡便法によっていましたが、当中間連結会計期間より原則法による算定方法に変更しています。この変更は、従業員数の増加により退職給付債務の金額に重要性が生じたため、その算定の精度を高め退職給付費用の期間損益計算をより適正化するために行なったものです。

この変更に伴い、当期首における退職給付債務について計算した簡便法と原則法の差額を売上原価に230,762千円、販売費及び一般管理費に105,262千円計上しています。

この結果、従来と同一の方法によった場合と比較して、営業利益及び経常利益は348,135千円減少し、税金等調整前中間純損失は348,135千円増加しております。

【追加情報】

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は55,329,914千円です。</p> <p>※2 担保に供している資産 関係会社株式 49,210,019千円 (注) 関係会社株式は連結上相殺消去されるため、連結財務諸表上は計上されておりません。 上記資産は、短期借入金6,300,000千円、1年内返済予定の長期借入金8,000,000千円、長期借入金64,000,000千円の担保に供しています。</p> <p>3 偶発債務</p> <p>① 当社のコーポレート、シンジケートローン契約、総額62,000百万円貸出枠に対して、以下の関係会社が債務保証を行っております。 AvanStrate Taiwan Inc. AvanStrate Korea Inc. AvanStrate Asia Pte Ltd.</p> <p>② 当社と下記の関係会社はAvanStrate Korea Inc. のNEX I 保険付ローン契約、総額20,000百万円に対して債務保証を行っております。 AvanStrate Taiwan Inc. AvanStrate Asia Pte Ltd.</p> <p>③ 当社は、AvanStrate Asia Pte Ltd. の支払電力料92,516千円(1,403千S\$)に対して債務保証を行っております。</p> <p>4 当社は、運転資金及び設備投資資金の効率的な調達を行うため、株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケートローン契約により貸出コミットメント契約を締結しております。 貸出コミットメントの総額 10,000,000千円 借入実行残高 6,300,000千円 差引額 3,700,000千円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は60,073,847千円です。</p> <p>※2 担保に供している資産 関係会社株式 54,913,669千円 (注) 関係会社株式は連結上相殺消去されるため、連結財務諸表上は計上されておりません。 上記資産は、短期借入金6,000,000千円、1年内返済予定の長期借入金8,500,000千円、長期借入金59,500,000千円の担保に供しています。</p> <p>3 偶発債務</p> <p>① 当社のコーポレート、シンジケートローン契約、総額62,000百万円貸出枠に対して、以下の関係会社が債務保証を行っております。 AvanStrate Taiwan Inc. AvanStrate Korea Inc. AvanStrate Asia Pte Ltd.</p> <p>② 当社と下記の関係会社はAvanStrate Korea Inc. のNEX I 保険付ローン契約、総額20,000百万円に対して債務保証を行っております。 AvanStrate Taiwan Inc. AvanStrate Asia Pte Ltd.</p> <p>③ 当社は、AvanStrate Asia Pte Ltd. の支払電力料115,993千円(1,960千S\$)に対して債務保証を行っております。</p> <p>4 当社は、運転資金及び設備投資資金の効率的な調達を行うため、株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケートローン契約により貸出コミットメント契約を締結しております。 貸出コミットメントの総額 10,000,000千円 借入実行残高 6,000,000千円 差引額 4,000,000千円 また当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。 当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額 5,000,000千円 借入実行残高 5,000,000千円 差引額 一千円</p>

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)																																								
<p>5 財務制限条項</p> <p>当社は、平成22年12月24日付で締結した「金銭消費貸借契約」（株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケートローン）上、原則として連結財務諸表を基礎として算出される以下の財務指標値を満たすことを誓約しております。</p> <p>(1) 各事業年度の決算に係わる、ネット・レバレッジ・レシオを以下に定める数値以下にそれぞれ維持すること。</p> <table data-bbox="252 562 788 734"> <tr><td>平成23年3月期</td><td>4.5</td></tr> <tr><td>平成24年3月期</td><td>3.0</td></tr> <tr><td>平成25年3月期</td><td>3.0</td></tr> <tr><td>平成26年3月期</td><td>3.0</td></tr> <tr><td>平成27年3月期</td><td>3.0</td></tr> </table> <p>(2) 各事業年度の決算期に係わる、ネット・デット・エクイティ・レシオを以下に定める数値以下にそれぞれ維持すること。</p> <table data-bbox="252 853 788 1025"> <tr><td>平成23年3月期</td><td>3.2</td></tr> <tr><td>平成24年3月期</td><td>2.7</td></tr> <tr><td>平成25年3月期</td><td>2.2</td></tr> <tr><td>平成26年3月期</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>平成27年3月期</td><td>2.0</td></tr> </table> <p>(3) 各事業年度の決算期および中間期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を当該本・中間決算期の直前の本・中間決算期の末日または平成22年3月期の末日における純資産の部の金額のいずれか大きいほうの金額の80%の金額以上にそれぞれ維持すること。</p> <p>(4) 各事業年度の決算期に係わる連結損益計算書における経常利益及び当期損益について2期連続して経常損失及び当期損失を計上しないこと。</p>	平成23年3月期	4.5	平成24年3月期	3.0	平成25年3月期	3.0	平成26年3月期	3.0	平成27年3月期	3.0	平成23年3月期	3.2	平成24年3月期	2.7	平成25年3月期	2.2	平成26年3月期	2.0	平成27年3月期	2.0	<p>5 財務制限条項</p> <p>① 当社は、平成22年12月24日付で締結した「金銭消費貸借契約」（株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケートローン）上、原則として連結財務諸表を基礎として算出される以下の財務指標値を満たすことを誓約しております。</p> <p>(1) 各事業年度の決算に係わる、ネット・レバレッジ・レシオを以下に定める数値以下にそれぞれ維持すること。</p> <table data-bbox="906 562 1442 734"> <tr><td>平成23年3月期</td><td>4.5</td></tr> <tr><td>平成24年3月期</td><td>3.0</td></tr> <tr><td>平成25年3月期</td><td>3.0</td></tr> <tr><td>平成26年3月期</td><td>3.0</td></tr> <tr><td>平成27年3月期</td><td>3.0</td></tr> </table> <p>(2) 各事業年度の決算期に係わる、ネット・デット・エクイティ・レシオを以下に定める数値以下にそれぞれ維持すること。</p> <table data-bbox="906 853 1442 1025"> <tr><td>平成23年3月期</td><td>3.2</td></tr> <tr><td>平成24年3月期</td><td>2.7</td></tr> <tr><td>平成25年3月期</td><td>2.2</td></tr> <tr><td>平成26年3月期</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>平成27年3月期</td><td>2.0</td></tr> </table> <p>(3) 各事業年度の決算期および中間期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を当該本・中間決算期の直前の本・中間決算期の末日または平成22年3月期の末日における純資産の部の金額のいずれか大きいほうの金額の80%の金額以上にそれぞれ維持すること。</p> <p>(4) 各事業年度の決算期に係わる連結損益計算書における経常利益及び当期損益について2期連続して経常損失及び当期損失を計上しないこと。</p> <p>② 当社は、平成23年4月28日付で締結した「コミットメントライン契約書」（株式会社三重銀行との間の金銭消費貸借契約）上、原則として連結財務諸表を基礎として算出される以下の財務指標値を満たすことを誓約しております。</p> <p>(1) 平成23年3月期におけるネット・レバレッジ・レシオを4.5以下とすること。</p> <p>(2) 平成23年3月期におけるネット・デット・エクイティ・レシオを3.2以下とすること。</p> <p>(3) 決算期及び中間期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を当該本・中間決算期の直前の本・中間決算期の末日又は平成22年3月期の末日における純資産の部の金額のいずれか大きいほうの金額の80%以上にそれぞれ維持すること。</p>	平成23年3月期	4.5	平成24年3月期	3.0	平成25年3月期	3.0	平成26年3月期	3.0	平成27年3月期	3.0	平成23年3月期	3.2	平成24年3月期	2.7	平成25年3月期	2.2	平成26年3月期	2.0	平成27年3月期	2.0
平成23年3月期	4.5																																								
平成24年3月期	3.0																																								
平成25年3月期	3.0																																								
平成26年3月期	3.0																																								
平成27年3月期	3.0																																								
平成23年3月期	3.2																																								
平成24年3月期	2.7																																								
平成25年3月期	2.2																																								
平成26年3月期	2.0																																								
平成27年3月期	2.0																																								
平成23年3月期	4.5																																								
平成24年3月期	3.0																																								
平成25年3月期	3.0																																								
平成26年3月期	3.0																																								
平成27年3月期	3.0																																								
平成23年3月期	3.2																																								
平成24年3月期	2.7																																								
平成25年3月期	2.2																																								
平成26年3月期	2.0																																								
平成27年3月期	2.0																																								

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
	<p>③ 当社は、平成23年8月31日付で締結した「当座貸越約定書」（株式会社あおぞら銀行との間の金銭消費貸借契約）上、原則として連結財務諸表を基礎として算出される以下の財務指標値を満たすことを誓約しております。</p> <p>(1) 平成24年3月期の決算期に係るネット・レバレッジ・レシオを3.0以下に維持すること。</p> <p>(2) 平成24年3月期の決算期に係るネット・デット・エクイティ・レシオを2.7以下に維持すること。</p> <p>(3) 平成24年3月期の中間期および決算期の末日における当社の連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、平成23年3月期の決算期の末日における当社の連結の貸借対照表における純資産の部の金額の80%以上に維持すること。</p>

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
※1	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
	給与 314,726千円
	運送費 502,856千円
	賞与引当金繰入額 78,075千円
	退職給付引当金繰入額 127,124千円
	のれん償却額 729,006千円
	研究開発費 449,259千円
※2	有形固定資産除却損の内訳
	機械装置及び運搬具 1,576,646千円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (株)	当中間連結会計期間 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	99,258,900	—	—	99,258,900
合計	99,258,900	—	—	99,258,900

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
※	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。
	現金及び預金勘定 1,512,786千円
	<hr/> 現金及び現金同等物 1,512,786千円

(リース取引関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)																																																				
<p>1. ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容</p> <p>有形固定資産</p> <p>主として、ガラス基板加工設備一式(「機械装置及び運搬具」、「工具、器具及び備品」)であります。</p> <p>② リース資産の減価償却の方法</p> <p>「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">取得価額相当額 (千円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th style="text-align: center;">期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">259,619</td> <td style="text-align: right;">198,246</td> <td style="text-align: right;">61,373</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">37,343</td> <td style="text-align: right;">31,302</td> <td style="text-align: right;">6,041</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">296,962</td> <td style="text-align: right;">229,548</td> <td style="text-align: right;">67,414</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">41,177千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">26,237千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">67,414千円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">83,351千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">83,351千円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	機械装置及び運搬具	259,619	198,246	61,373	工具、器具及び備品	37,343	31,302	6,041	合計	296,962	229,548	67,414	1年内	41,177千円	1年超	26,237千円	合計	67,414千円	支払リース料	83,351千円	減価償却費相当額	83,351千円	<p>1. ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>② リース資産の減価償却の方法</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">取得価額相当額 (千円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th style="text-align: center;">中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">240,977</td> <td style="text-align: right;">199,275</td> <td style="text-align: right;">41,702</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">19,060</td> <td style="text-align: right;">14,823</td> <td style="text-align: right;">4,237</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">260,037</td> <td style="text-align: right;">214,098</td> <td style="text-align: right;">45,939</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">25,919千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">14,278千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">40,197千円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">20,588千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">20,588千円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法</p> <p style="text-align: center;">同左</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	機械装置及び運搬具	240,977	199,275	41,702	工具、器具及び備品	19,060	14,823	4,237	合計	260,037	214,098	45,939	1年内	25,919千円	1年超	14,278千円	合計	40,197千円	支払リース料	20,588千円	減価償却費相当額	20,588千円
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																																		
機械装置及び運搬具	259,619	198,246	61,373																																																		
工具、器具及び備品	37,343	31,302	6,041																																																		
合計	296,962	229,548	67,414																																																		
1年内	41,177千円																																																				
1年超	26,237千円																																																				
合計	67,414千円																																																				
支払リース料	83,351千円																																																				
減価償却費相当額	83,351千円																																																				
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																																		
機械装置及び運搬具	240,977	199,275	41,702																																																		
工具、器具及び備品	19,060	14,823	4,237																																																		
合計	260,037	214,098	45,939																																																		
1年内	25,919千円																																																				
1年超	14,278千円																																																				
合計	40,197千円																																																				
支払リース料	20,588千円																																																				
減価償却費相当額	20,588千円																																																				

(金融商品関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,568,439	1,568,439	—
(2) 受取手形及び売掛金	8,973,484	8,973,484	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	9,180	9,180	—
資産計	10,551,103	10,551,103	—
(1) 支払手形及び買掛金	533,037	533,037	—
(2) 短期借入金	6,300,000	6,300,000	—
(3) 一年以内返済予定の長期借入金	8,000,000	8,032,705	32,705
(4) 社債	30,000,000	31,336,847	1,336,847
(5) 長期借入金	64,000,000	65,146,939	1,146,939
負債計	108,833,037	111,349,528	2,516,491

(注) 1 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

平成23年3月31日時点での取引所の価格にて評価しております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金及び(5) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4) 社債

これらの時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

(注) 3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

当中間連結会計期間（平成23年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,512,786	1,512,786	—
(2) 受取手形及び売掛金	7,752,424	7,752,424	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	8,598	8,598	—
資産計	9,273,808	9,273,808	—
(1) 支払手形及び買掛金	597,008	597,008	—
(2) 短期借入金	11,000,000	11,000,000	—
(3) 一年以内返済予定の長期借入金	8,500,000	8,526,460	26,460
(4) 社債	30,000,000	30,996,769	996,769
(5) 長期借入金	59,500,000	60,112,523	612,523
負債計	109,597,008	111,232,760	1,635,752

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

平成23年9月30日時点での取引所の価格にて評価しております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金並びに (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金及び (5) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4) 社債

これらの時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

(注) 3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

1. その他有価証券

	種類	前連結会計年度 (平成23年3月31日)		
		連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	9,180	12,699	△3,519
	小計	9,180	12,699	△3,519
合計		9,180	12,699	△3,519

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

1. その他有価証券

	種類	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)		
		中間連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	8,598	13,389	△4,791
	小計	8,598	13,389	△4,791
合計		8,598	13,389	△4,791

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

当連結会計年度期首残高	1,144,611千円
時の経過による調整額	27,796千円
当連結会計年度末残高	<u>1,172,407千円</u>

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

資産除去債務のうち中間連結貸借対照表に計上しているもの

当中間連結会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当連結会計年度期首残高	1,172,407千円
時の経過による調整額	13,162千円
当中間連結会計期間末残高	<u>1,185,569千円</u>

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社は、液晶ディスプレイ・パネル用ガラス基板の製造販売を主な事業内容としております。国内においては当社が、また海外においては台湾、シンガポール、韓国の各現地法人が製造販売をそれぞれ担当しております。

現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、取り扱う製品について各地域の特性を考慮しながら包括的な戦略を立案し、事業展開をしております。

したがって、当社は製造販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、「日本」、「台湾」、「シンガポール」及び「韓国」の4つの報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益(のれん償却前)ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				合計
	日本	台湾	シンガポール	韓国	
売上高					
外部顧客への売上高	3,314,875	13,466,285	303,024	8,758,222	25,842,406
セグメント間の内部売上高又は振替高	1,839,573	1,234,870	6,181,256	499,222	9,754,921
計	5,154,448	14,701,155	6,484,280	9,257,444	35,597,327
セグメント利益又は損失(△)	23,433	3,074,687	304,746	△1,815,930	1,586,936
セグメント資産	115,161,091	45,420,498	16,614,218	39,779,624	216,975,431
その他の項目					
減価償却費	758,488	2,904,741	1,984,527	2,800,452	8,448,208

4. 報告セグメント合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(単位：千円)

売上高	金額
報告セグメント計	35,597,327
セグメント間取引消去	△9,754,921
中間連結財務諸表の売上高	25,842,406

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	1,586,936
セグメント間取引消去	3,116,857
のれんの償却額	△729,006
全社費用（注）	△1,160,408
中間連結財務諸表の営業利益	2,814,379

（注）全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(単位：千円)

資産	金額
報告セグメント計	216,975,431
セグメント間取引消去	△83,399,095
全社資産（注）	26,664,481
中間連結財務諸表の資産合計	160,240,817

（注）全社資産は主に報告セグメントに帰属しない固定資産であります。

【関連情報】

当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品の区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	台湾	シンガポール	韓国	中国	合計
2,845,469	13,466,331	149,158	8,700,461	680,987	25,842,406

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または、地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	台湾	シンガポール	韓国	全社※	合計
20,814,459	36,185,505	13,455,658	32,551,133	11,536,296	114,543,051

※全社共通的に使われる機械装置であります。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Chimei Innolux Corporation	13,012,676	台湾
Samsung Electronics Co., Ltd.	8,406,576	韓国

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

(単位：千円)

	日本	台湾	シンガポール	韓国	全社・消去	合計
当中間期償却額	—	—	—	—	729,006	729,006
当中間期末残高	—	—	—	—	24,664,760	24,664,760

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1株当たり中間純損失金額(△)	△17.60円
(算定上の基礎)	
中間純損失金額(△)(千円)	△1,746,928
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純損失金額(△)(千円)	△1,746,928
普通株式の期中平均株式数(株)	99,258,900
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回 新株予約権 17,699個 第2回 新株予約権 642個 第3回 新株予約権 587個 第4回 新株予約権 205個 なお、新株予約権の概要は、第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

※潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しておりますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	369.83円	352.22円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(千円)	36,709,124	34,960,925
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
(うち少数株主持分)(千円)	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(千円)	36,709,124	34,960,925
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(株)	99,258,900	99,258,900

(重要な後発事象)

当中間連結会計期間
(平成23年9月30日)

1. 連結中間決算日後の法人税の税率等の変更

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、当社では平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等が変更されることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の40.1%から35.1%に段階的に変更となります。

この変更により、当中間連結会計期間末における一時差異等を基礎として再計算した場合、繰延税金負債が583,810千円減少し、法人税等調整額が同額減少いたします。

2. 退職給付制度の一部移行

当社は平成23年12月21日開催の取締役会において、退職一時金制度の一部について、平成24年1月1日から確定拠出年金制度に移行することを決議いたしました。

なお、移行にあたっては、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 平成14年1月31日)を適用する予定であります。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】
 (1) 【中間財務諸表】
 ① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	539,470	333,573
売掛金	2,342,260	2,430,122
商品及び製品	26,763	153,213
仕掛品	953,150	544,220
原材料及び貯蔵品	2,365,625	2,161,332
未着品	94,620	101,708
未収入金	22,937,228	18,488,254
立替金	37,727	9,598
未収消費税等	542,831	170,173
繰延税金資産	1,438,712	789,151
その他	11,500	55,547
流動資産合計	31,289,886	25,236,890
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1,470,985	1,416,723
構築物（純額）	6,318	5,771
機械及び装置（純額）	19,728,047	19,266,576
車両運搬具（純額）	1,064	1,678
工具、器具及び備品（純額）	96,070	76,966
土地	60	60
建設仮勘定	217,112	46,686
有形固定資産合計	※1 21,519,656	※1 20,814,460
無形固定資産		
のれん	25,393,766	24,664,760
ソフトウェア	39,846	42,915
電話加入権	801	801
その他	622	583
無形固定資産合計	25,435,035	24,709,059
投資その他の資産		
投資有価証券	9,180	8,598
関係会社株式	※2 49,210,019	※2 54,913,669
関係会社長期貸付金	18,070,000	16,000,000
長期前払費用	11,126	12,705
敷金及び保証金	24,717	24,478
その他	3,450	3,450
投資その他の資産合計	67,328,492	70,962,899
固定資産合計	114,283,183	116,486,419

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
繰延資産		
社債発行費	122,007	102,266
繰延資産合計	122,007	102,266
資産合計	145,695,076	141,825,574
負債の部		
流動負債		
支払手形	142,897	176,789
買掛金	571,227	616,074
短期借入金	※2 6,300,000	※2 11,000,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 8,000,000	※2 8,500,000
未払金	1,146,319	288,272
未払費用	1,039,504	960,282
未払法人税等	12,170	14,115
前受金	3,000,000	—
預り金	11,345	13,618
賞与引当金	203,813	153,708
流動負債合計	20,427,275	21,722,859
固定負債		
社債	30,000,000	30,000,000
長期借入金	※2 44,000,000	※2 39,500,000
長期未払金	23,450	23,450
繰延税金負債	4,656,555	4,656,555
退職給付引当金	183,787	572,075
資産除去債務	793,334	801,016
固定負債合計	79,657,126	75,553,097
負債合計	100,084,401	97,275,956
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,537,905	13,537,905
資本剰余金		
資本準備金	13,537,905	13,537,905
その他資本剰余金	23,113,600	23,113,600
資本剰余金合計	36,651,505	36,651,505
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△4,575,215	△5,635,001
利益剰余金合計	△4,575,215	△5,635,001
株主資本合計	45,614,195	44,554,409
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△3,519	△4,791

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
評価・換算差額等合計	△3,519	△4,791
純資産合計	45,610,675	44,549,618
負債純資産合計	145,695,076	141,825,574

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
売上高	5,154,448
製品売上原価	4,957,027
売上総利益	197,421
販売費及び一般管理費	2,063,402
営業損失(△)	△1,865,981
営業外収益	
受取利息	3,037
受取配当金	98
受取ロイヤリティー	2,781,639
その他	92,637
営業外収益合計	2,877,411
営業外費用	
支払利息	502,016
社債利息	345,945
社債発行費償却	19,741
株式公開費用	121
コミットメントフィー	5,551
支払補償費	5,801
シンジケートローン手数料	7,500
たな卸資産廃棄損	221,046
その他	250,896
営業外費用合計	1,358,617
経常損失(△)	△347,187
税引前中間純損失(△)	△347,187
法人税、住民税及び事業税	63,037
法人税等調整額	649,561
法人税等合計	712,598
中間純損失(△)	△1,059,785

③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	13,537,905
当中間期末残高	13,537,905
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	13,537,905
当中間期末残高	13,537,905
その他資本剰余金	
当期首残高	23,113,600
当中間期末残高	23,113,600
資本剰余金合計	
当期首残高	36,651,505
当中間期末残高	36,651,505
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	△4,575,215
当中間期変動額	
中間純損失(△)	△1,059,785
当中間期変動額合計	△1,059,785
当中間期末残高	△5,635,001
利益剰余金合計	
当期首残高	△4,575,215
当中間期変動額	
中間純損失(△)	△1,059,785
当中間期変動額合計	△1,059,785
当中間期末残高	△5,635,001
株主資本合計	
当期首残高	45,614,195
当中間期変動額	
中間純損失(△)	△1,059,785
当中間期変動額合計	△1,059,785
当中間期末残高	44,554,409

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△3,519
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,272
当中間期変動額合計	△1,272
当中間期末残高	△4,791
評価・換算差額等合計	
当期首残高	△3,519
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,272
当中間期変動額合計	△1,272
当中間期末残高	△4,791
純資産合計	
当期首残高	45,610,675
当中間期変動額	
中間純損失（△）	△1,059,785
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,272
当中間期変動額合計	△1,061,057
当中間期末残高	44,549,618

【重要な会計方針】

項目	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、貯蔵品については個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び一部の機械装置は定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 10～38年 機械及び装置 2～9年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 繰延資産の処理方法	(1) 株式交付費 支出時に全額費用処理しております。 (2) 社債発行費 定額法によっております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当中間会計期間の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 (2) のれんの償却 のれんの償却については、20年間の定額法により償却を行っております。

【会計上の見積りの変更】

当中間会計期間
(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

(退職給付引当金)

当社は、退職給付債務の算定にあたり、前会計年度までは簡便法によっていましたが、当中間会計期間より原則法による算定方法に変更しています。この変更は、従業員数の増加により退職給付債務の金額に重要性が生じたため、その算定の精度を高め退職給付費用の期間損益計算をより適正化するために行なったものです。

この変更に伴い、当期首における退職給付債務について計算した簡便法と原則法の差額を売上原価に230,762千円、販売費及び一般管理費に105,262千円計上しています。

この結果、従来と同一の方法によった場合と比較して、営業損失、経常損失及び税引前中間純損失は348,135千円増加しております。

【追加情報】

当中間会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)																		
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は5,736,434千円です。</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 関係会社株式 49,210,019千円 計 49,210,019千円 上記資産及び保証債務は、短期借入金6,300,000千円、1年内返済予定の長期借入金8,000,000千円、長期借入金44,000,000千円の担保に供しています。</p> <p>3 偶発債務 次の関係会社について、債務保証を行っております。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>保証先</th> <th>金額</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AvanStrate Korea Inc.</td> <td>20,000,000千円</td> <td>借入債務</td> </tr> <tr> <td>AvanStrate Asia Pte Ltd.</td> <td>92,516千円 (1,403千S\$)</td> <td>支払電力料</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 貸出コミットメント契約 当社は、運転資金及び設備投資資金の効率的な調達を行うため、株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケートローン契約により貸出コミットメント契約を締結しております。 貸出コミットメントの総額 10,000,000千円 借入実行残高 6,300,000千円 差引額 3,700,000千円</p>	保証先	金額	内容	AvanStrate Korea Inc.	20,000,000千円	借入債務	AvanStrate Asia Pte Ltd.	92,516千円 (1,403千S\$)	支払電力料	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は6,487,413千円です。</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 関係会社株式 54,913,669千円 計 54,913,669千円 上記資産及び保証債務は、短期借入金6,000,000千円、1年内返済予定の長期借入金8,500,000千円、長期借入金39,500,000千円の担保に供しています。</p> <p>3 偶発債務 次の関係会社について、債務保証を行っております。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>保証先</th> <th>金額</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AvanStrate Korea Inc.</td> <td>20,000,000千円</td> <td>借入債務</td> </tr> <tr> <td>AvanStrate Asia Pte Ltd.</td> <td>115,993千円 (1,960千S\$)</td> <td>支払電力料</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 貸出コミットメント契約 ① 当社は、運転資金及び設備投資資金の効率的な調達を行うため、株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケートローン契約により貸出コミットメント契約を締結しております。 貸出コミットメントの総額 10,000,000千円 借入実行残高 6,000,000千円 差引額 4,000,000千円 ② 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。 当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額 5,000,000千円 借入実行残高 5,000,000千円 差引額 ー千円</p>	保証先	金額	内容	AvanStrate Korea Inc.	20,000,000千円	借入債務	AvanStrate Asia Pte Ltd.	115,993千円 (1,960千S\$)	支払電力料
保証先	金額	内容																	
AvanStrate Korea Inc.	20,000,000千円	借入債務																	
AvanStrate Asia Pte Ltd.	92,516千円 (1,403千S\$)	支払電力料																	
保証先	金額	内容																	
AvanStrate Korea Inc.	20,000,000千円	借入債務																	
AvanStrate Asia Pte Ltd.	115,993千円 (1,960千S\$)	支払電力料																	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
減価償却実施額	
有形固定資産	727,774千円
無形固定資産	734,681千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)																																																				
<p>1. ファイナンス・リース取引 (借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容 有形固定資産 主として、ガラス基板加工設備一式(「機械及び装置、車両運搬具」、「工具、器具及び備品」)であります。</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">取得価額相当額 (千円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th style="text-align: center;">期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置、車両運搬具</td> <td style="text-align: right;">259,619</td> <td style="text-align: right;">198,246</td> <td style="text-align: right;">61,373</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">37,343</td> <td style="text-align: right;">31,302</td> <td style="text-align: right;">6,041</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">296,962</td> <td style="text-align: right;">229,548</td> <td style="text-align: right;">67,414</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">41,177千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">26,237千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">67,414千円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">83,351千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">83,351千円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	機械及び装置、車両運搬具	259,619	198,246	61,373	工具、器具及び備品	37,343	31,302	6,041	合計	296,962	229,548	67,414	1年内	41,177千円	1年超	26,237千円	合計	67,414千円	支払リース料	83,351千円	減価償却費相当額	83,351千円	<p>1. ファイナンス・リース取引 (借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容 同左</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 「3 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">取得価額相当額 (千円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th style="text-align: center;">中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置、車両運搬具</td> <td style="text-align: right;">240,977</td> <td style="text-align: right;">199,275</td> <td style="text-align: right;">41,702</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">19,060</td> <td style="text-align: right;">14,823</td> <td style="text-align: right;">4,237</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">260,037</td> <td style="text-align: right;">214,098</td> <td style="text-align: right;">45,939</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">25,919千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">14,278千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">40,197千円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">20,588千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">20,588千円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	機械及び装置、車両運搬具	240,977	199,275	41,702	工具、器具及び備品	19,060	14,823	4,237	合計	260,037	214,098	45,939	1年内	25,919千円	1年超	14,278千円	合計	40,197千円	支払リース料	20,588千円	減価償却費相当額	20,588千円
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																																		
機械及び装置、車両運搬具	259,619	198,246	61,373																																																		
工具、器具及び備品	37,343	31,302	6,041																																																		
合計	296,962	229,548	67,414																																																		
1年内	41,177千円																																																				
1年超	26,237千円																																																				
合計	67,414千円																																																				
支払リース料	83,351千円																																																				
減価償却費相当額	83,351千円																																																				
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																																		
機械及び装置、車両運搬具	240,977	199,275	41,702																																																		
工具、器具及び備品	19,060	14,823	4,237																																																		
合計	260,037	214,098	45,939																																																		
1年内	25,919千円																																																				
1年超	14,278千円																																																				
合計	40,197千円																																																				
支払リース料	20,588千円																																																				
減価償却費相当額	20,588千円																																																				

(有価証券関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額49,210,019千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載をしておりません。

当中間会計期間 (平成23年9月30日)

子会社株式(中間貸借対照表計上額54,913,669千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載をしておりません。

(資産除去債務関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高	778,189千円
時の経過による調整額	15,145千円
当事業年度末残高	<u>793,334千円</u>

当中間会計期間 (平成23年9月30日)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高	793,334千円
時の経過による調整額	7,682千円
当中間会計期間末残高	<u>801,016千円</u>

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純損失金額 (△)	△10.68円
(算定上の基礎)	
中間純損失金額 (△) (千円)	△1,059,785
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純損失金額 (△) (千円)	△1,059,785
普通株式の期中平均株式数 (株)	99,258,900
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回 新株予約権 17,699個 第2回 新株予約権 642個 第3回 新株予約権 587個 第4回 新株予約権 205個 なお、新株予約権の概要は、第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

※潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在していますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	459.51円	448.82円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額 (千円)	45,610,675	44,549,618
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	—	—
普通株式に係る中間期末 (期末) の純資産額 (千円)	45,610,675	44,549,618
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末) の普通株式の数 (株)	99,258,900	99,258,900

(重要な後発事象)

当中間会計期間
(平成23年9月30日)

1. 中間決算日後の法人税の税率等の変更

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、当社では平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等が変更されることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の40.1%から35.1%に段階的に変更となります。

この変更により、当中間会計期間末における一時差異等を基礎として再計算した場合、繰延税金負債が583,810千円減少し、法人税等調整額が同額減少いたします。

2. 退職給付制度の一部移行

当社は平成23年12月21日開催の取締役会において、退職一時金制度の一部について、平成24年1月1日から確定拠出年金制度に移行することを決議いたしました。

なお、移行にあたっては、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 平成14年1月31日)を適用する予定であります。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第4期)(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)平成23年6月28日東海財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月28日

AvanStrate株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柳 年哉	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本 要	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松浦 大	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているAvanStrate株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、AvanStrate株式会社及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月28日

AvanStrate株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柳 年哉	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本 要	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松浦 大	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているAvanStrate株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、AvanStrate株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。